
第3期向日市地域福祉計画
第2期向日市自殺対策計画
第5次向日市地域福祉活動計画

令和8年3月

向日市・向日市社会福祉協議会

はじめに

本市では、令和3（2021）年3月に策定した「第2期向日市地域福祉計画（後期計画）及び第1期向日市自殺対策計画」において、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、向日市社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、地域福祉の推進に努めてまいりました。



前回計画の策定以降、わが国では、少子高齢化や核家族化がますます進展し、地域社会における相互のつながりもさらに希薄化する中、生活困窮や社会的孤立、虐待など、個人や世帯が抱える問題は複雑化・多様化し、その深刻さを増しています。

こうした状況を踏まえ、本市では「第3期向日市地域福祉計画及び第2期向日市自殺対策計画」の策定にあたって、経済的困窮、社会的孤立などの社会的課題に対するより具体的かつ効果的な取組を一層推進するため、向日市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することといたしました。

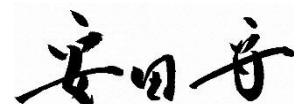
本計画では、基本理念として「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を前回計画から引き継ぎ、互いの人権や人格を尊重して、誰もが自分らしく暮らしていけるよう、施策を推進してまいります。

本計画がめざす将来像「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」を実現するためにも、地域や関係団体の皆さまとの連携・協働が不可欠であります。今後とも、地域福祉の推進に対するより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました策定・推進委員会の皆さまをはじめ、ご協力を賜りました多くの皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

令和8（2026）年3月

向日市長



はじめに

近年、少子高齢化や独居世帯の増加をはじめ、生活困窮、孤独・孤立、ひきこもり、さらには災害への備えなど、地域福祉を取り巻く課題は一層複雑化しています。こうした課題に向き合うためには、住民、行政、関係団体がそれぞれの強みを生かし、相互に連携・協働しながら地域づくりを進めていくことが不可欠です。



こうした状況を踏まえ、このたび、「第3期向日市地域福祉計画」及び「第5次向日市地域福祉活動計画」を一体的に策定する運びとなりました。両計画を一体的に策定したことは、地域が抱える複合的な課題に対し、行政と社会福祉協議会がこれまで以上に連携し、共通の方向性のもとで地域福祉を推進していくための大きな一歩であり、住民主体の支え合いと専門性を生かした支援を効果的に組み合わせ、地域全体で支え合う体制を築いていくための重要な基盤となるものです。

社会福祉協議会は、本計画の推進主体として、地域住民の皆さまの声を丁寧を受け止め、身近な相談対応や日常的なつながりづくりを基盤に、課題に応じて専門機関や制度につなぐ役割を担いながら、地域福祉の基盤整備に引き続き取り組んでまいります。また、孤立や困窮、ひきこもりなど、支援につながりにくい方々への働きかけを一層強化し、誰もが安心して暮らし続けられる向日市の実現を目指してまいります。

本計画が、地域の皆さまとともに育ち、実践していく計画として、今後の向日市の地域福祉を支える大きな力となることを願うとともに、引き続き、社会福祉協議会の活動に対し、温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、多大なるご協力を賜りました策定委員の皆さま、関係機関の皆さま、ならびに本会の取組に深いご理解を示し、ともに策定を進めてくださいました向日市に対し、心より感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

社会福祉法人向日市社会福祉協議会 会長 小林 和子

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨・背景	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く向日市の現状と課題	6
1 地域福祉にかかる主な国等の動向	6
2 統計データ等からみる向日市の状況	7
3 対象者別にみた地域福祉の状況	14
4 市民アンケート調査結果からみる向日市の状況	22
5 地域福祉を取り巻く本市の現状と課題	24
6 向日市社会福祉協議会の状況	27
第3章 第3期向日市地域福祉計画及び第5次向日市地域福祉活動計画	30
■ 施策の体系	30
基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり	31
(1) 福祉を学び、知る機会の充実と積極的な情報発信	31
(2) 地域とつながるきっかけや顔が見える関係づくり	32
(3) 地域福祉活動団体やボランティア団体の育成と活動への支援	33
基本目標2 地域における包括的な支援体制の整備	34
(1) 見守り・支え合い活動の推進	34
(2) 地域福祉活動団体の連携強化	35
(3) 関係機関の連携強化による相談支援の充実	36
(4) 虐待防止の推進	37
(5) 権利擁護体制の推進（「向日市成年後見制度利用促進計画」）	38
基本目標3 安心・安全な生活を支える環境整備	39
(1) 必要な情報を必要とする方に届ける仕組みづくり	39
(2) 安心・安全なまちづくりの推進	40
(3) 再犯防止に関する取組（「向日市再犯防止推進計画」）	41

第4章 第2期向日市自殺対策計画	42
1 自殺対策を取り巻く本市の現状と課題	42
■ 施策の体系	46
基本目標1 市民への啓発と周知	47
(1) 情報提供体制の充実	47
(2) 正しい知識の普及・啓発	47
基本目標2 適切な相談支援につなげる仕組みづくり	48
(1) 関係団体、職員等の人材育成	48
(2) 関係機関との連携強化	48
(3) 相談支援体制の充実	49
(4) 自死遺族など遺されたひとへの支援の周知	53
基本目標3 ライフステージに合わせた支援	54
(1) ライフステージ別の支援の推進	54
(2) さまざまな困難を抱えるひとへの支援の推進	54
第5章 計画の推進に向けて	55
1 計画の普及啓発	55
2 地域福祉の推進体制	55
3 計画の進行管理・評価	55
資料編	56
1 計画の策定経過	56
2 向日市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱	57
3 向日市地域福祉計画策定・推進委員会名簿	58
4 用語解説	59

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨・背景

わが国では、少子高齢化や核家族化が進む中、高齢者や障がい者、子育て家庭の地域での孤立や、高齢者・障がい者・こどもの虐待、貧困問題といった対応が困難な問題が生じており、令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響も重なって、その問題はより複雑化・複合化しています。

また、人口減少に加えて、自治会の加入率の低下や構成員の高齢化によって、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退が生じているほか、高齢化が進むことにより、「8050問題」や「ダブルケア」といった課題も顕著になっています。

こうした中、本市では、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度を計画期間とする「第2期向日市地域福祉計画(後期計画)及び第1期向日市自殺対策計画」を策定し、地域福祉の向上を目指してさまざまな取組・活動を推進してきました。

一方、社会福祉法人向日市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)では、「第2期向日市地域福祉計画(後期計画)」で掲げた基本理念を実現する具体的な行動計画として、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度を計画期間とする「第4次地域福祉活動計画」を策定し、住民主体の地域福祉活動の支援・促進の取組を進めてきました。

このように、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域住民を主役として地域福祉の推進を目指すもので、本市における地域福祉のあるべき姿を描いており、車の両輪のような関係にあります。

今般、令和7(2025)年度に計画期間が満了するにあたり、地域福祉を取り巻く状況の変化や社会福祉法をはじめとする関係法令等の改正を踏まえ、本市が目指す地域福祉推進の理念・方向性を共有し、現行の計画をより一層、実効性を持った計画とするため、新たに令和8(2026)年度から5年間を計画期間とする「第3期向日市地域福祉計画及び第2期向日市自殺対策計画」を向日市社会福祉協議会の「向日市地域福祉活動計画」と一体的に策定しました。

2 計画の基本理念

本市では、令和7(2025)年3月に策定した「第3次ふるさと向日市創生計画」において、目指すべき施策の一つの柱として、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を掲げ、子育て支援や健康づくり、福祉・医療の充実に取り組むとともに、学校教育や生涯学習環境の整備、防災・防犯など生活の安心・安全の確保に取り組み、誰もが健康でいきいきと暮らすことができるまちづくりを推進しています。

第2期向日市地域福祉計画においても、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念とし、目指すべき将来像を「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」と定めて、その実現に向けて取組を進めてきました。

一方、向日市社会福祉協議会の第4次地域福祉活動計画では、「お互いさまで支え合う地域づくり」を基本理念に掲げ、地域福祉計画と連携しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

今回、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定するにあたり、「第3次ふるさと向日市創生計画」で示している方向性との整合性を図りつつ、本市の現状を踏まえ、これまでの計画における考え方（基本理念・基本目標）を引き継ぎ、地域福祉計画と地域福祉活動計画の共通する将来像である「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」の実現を目指します。

【基本理念】

人と暮らしに明るくやさしいまちづくり

【将来像】

**お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、
いきいきと暮らせるやさしいまち**

3 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定されている「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画で、同法に規定されている5つの事項を示しています。

また、「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、住民、地域で福祉活動を行う者及び福祉事業を営業者が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

本市では、市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、相互に補完し合い、市と社会福祉協議会の共通目標である、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」の実現に向けて地域福祉に関する実効性を高める計画とします。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」は本計画に包含されています。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 市の他計画との関係

本計画は、「第3次ふるさと向日市創生計画」をはじめ、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野におけるその他の関連計画と地域福祉に関する部分の連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

第3次ふるさと向日市創生計画

向日市地域福祉計画・向日市地域福祉活動計画

向日市成年後見制度利用促進計画

向日市再犯防止推進計画

向日市自殺対策計画

こうふくプラン向日(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

向日市障がい者計画 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

向日市こども計画

向日市健康づくり計画

向日市保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画

4 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とする5か年計画です。
なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

本計画は、現状を把握するために住民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、計画の策定にあたっては向日市地域福祉計画策定・推進委員会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

(1) 向日市地域福祉計画策定・推進委員会

学識経験者、関係機関の代表、市民公募委員などで構成される「向日市地域福祉計画策定・推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点など幅広い分野からの意見交換を行いながら、計画案について審議を行い、計画を策定しました。

(2) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、住民の福祉に対する関心や地域福祉活動への参加状況、地域課題を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

■調査実施概要

調査対象者	市民18歳以上1,000人を住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和7(2025)年1月16日～令和7(2025)年1月31日
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBによる回答
調査回答数	342件（うち、WEB回答72件）
有効回収率	34.2%

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様の意見をお聞きするため、令和8(2026)年1月9日(金)から令和8(2026)年2月9日(月)までパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く向日市の現状と課題

1 地域福祉にかかる主な国等の動向

年	月日	法律・計画等
令和3年 (2021年)	4月1日施行	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律
	4月1日施行	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律
	9月1日施行	デジタル改革関連法
	12月28日決定	孤独・孤立対策の重点計画の策定
令和4年 (2022年)	3月25日閣議決定	第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定
	10月14日閣議決定	自殺総合対策大綱の閣議決定
令和5年 (2023年)	3月17日閣議決定	第二次再犯防止推進計画の閣議決定
	4月1日施行	こども基本法
	6月2日決定	こどもの自殺対策緊急強化プランの決定（こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議）
	6月23日施行	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
	12月22日閣議決定	こども大綱の閣議決定
令和6年 (2024年)	1月1日施行	共生社会の実現を推進するための認知症基本法
	3月策定	第4次京都府地域福祉支援計画の策定
	3月改定	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画の改定
	3月策定	第3次京都式オレンジプラン（第3次京都認知症総合対策推進計画）の策定
	4月1日施行	孤独・孤立対策推進法の施行
	4月1日施行	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
	4月1日施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
	6月11日決定	孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）の策定
令和7年 (2025年)	5月27日改定	孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）の改定
	10月1日施行	児童福祉法の一部を改正する法律

2 統計データ等からみる向日市の状況

(1) 総人口・世帯の推移

本市の総人口は、令和7(2025)年の55,915人から令和12(2030)年には54,918人、令和22(2040)年には52,473人と減少傾向になると見込まれます。

また、団塊の世代が75歳以上となった令和7(2025)年の高齢化率は27.1%であり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の高齢化率は33.5%とさらに上昇する見込みです。

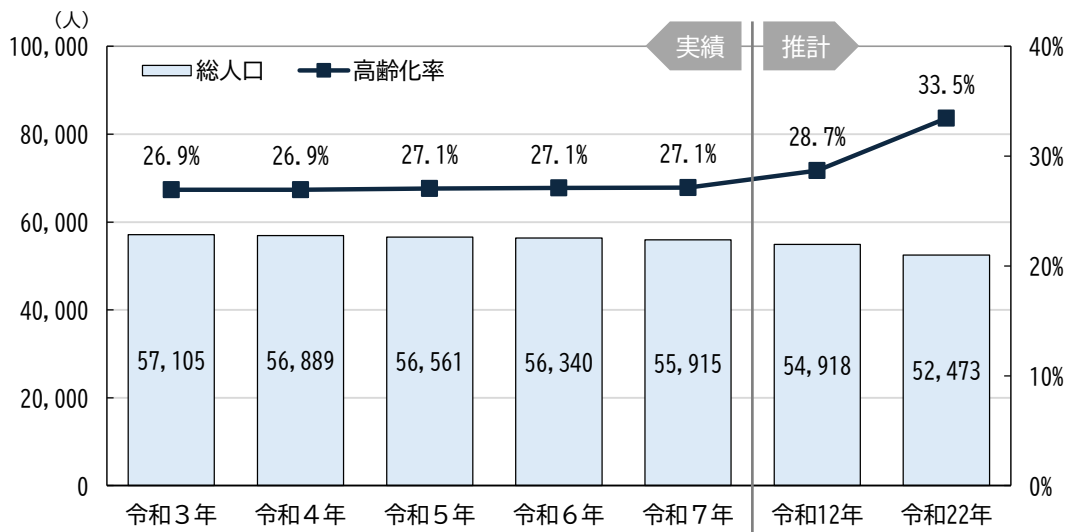
《総人口と年齢3区分別人口・高齢化率の現状及び推計》

単位：人、%

	実績値					推計値	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和12年	令和22年
総人口	57,105	56,889	56,561	56,340	55,915	54,918	52,473
15歳未満	7,882	7,746	7,579	7,423	7,208	7,236	6,861
15～64歳	33,834	33,817	33,682	33,641	33,532	31,927	28,054
65歳以上	15,389	15,326	15,300	15,276	15,175	15,755	17,558
高齢化率	26.9	26.9	27.1	27.1	27.1	28.7	33.5

【資料】実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

《総人口と高齢化率の推移》

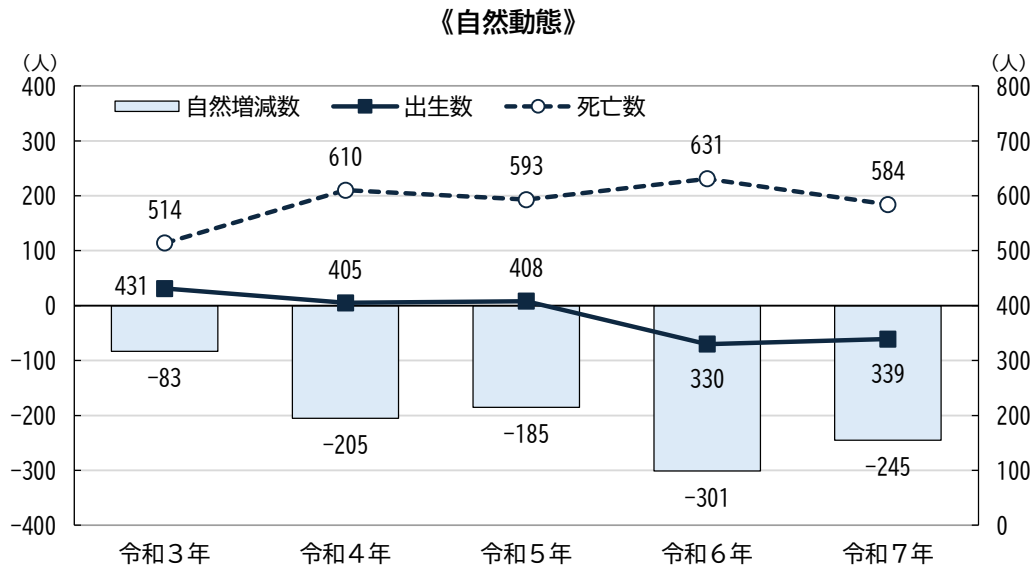


【資料】実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

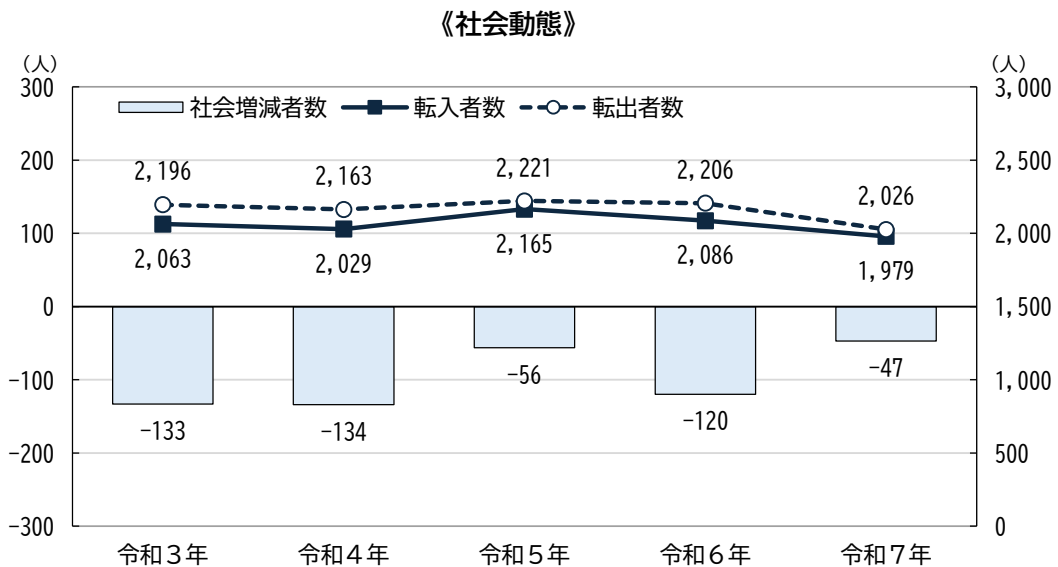
(2) 人口動態

直近の人口動態をみると、自然動態では、死亡数が出生数を上回る「自然減」が令和4(2022)年以降、大きくなっています。

また、社会動態では、令和3(2021)年以降の直近5年間では、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いています。



【資料】市民課（各年1月1日～12月31日）

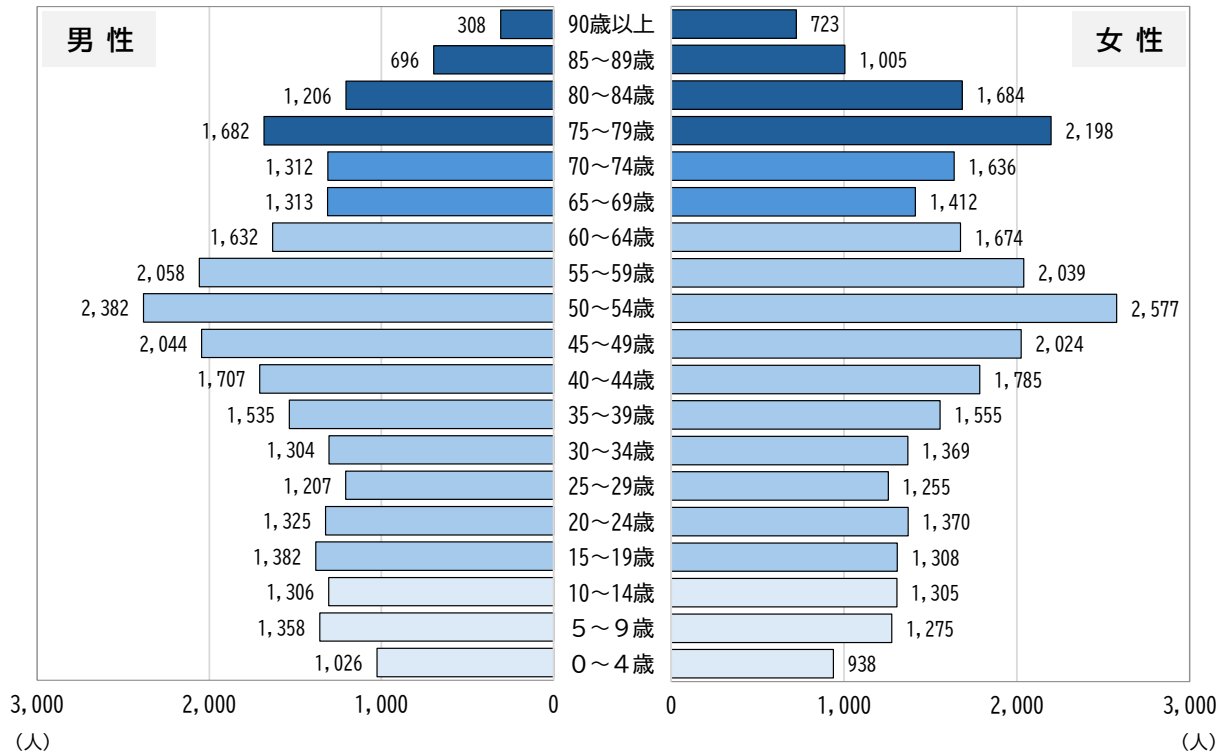


【資料】市民課（各年1月1日～12月31日）

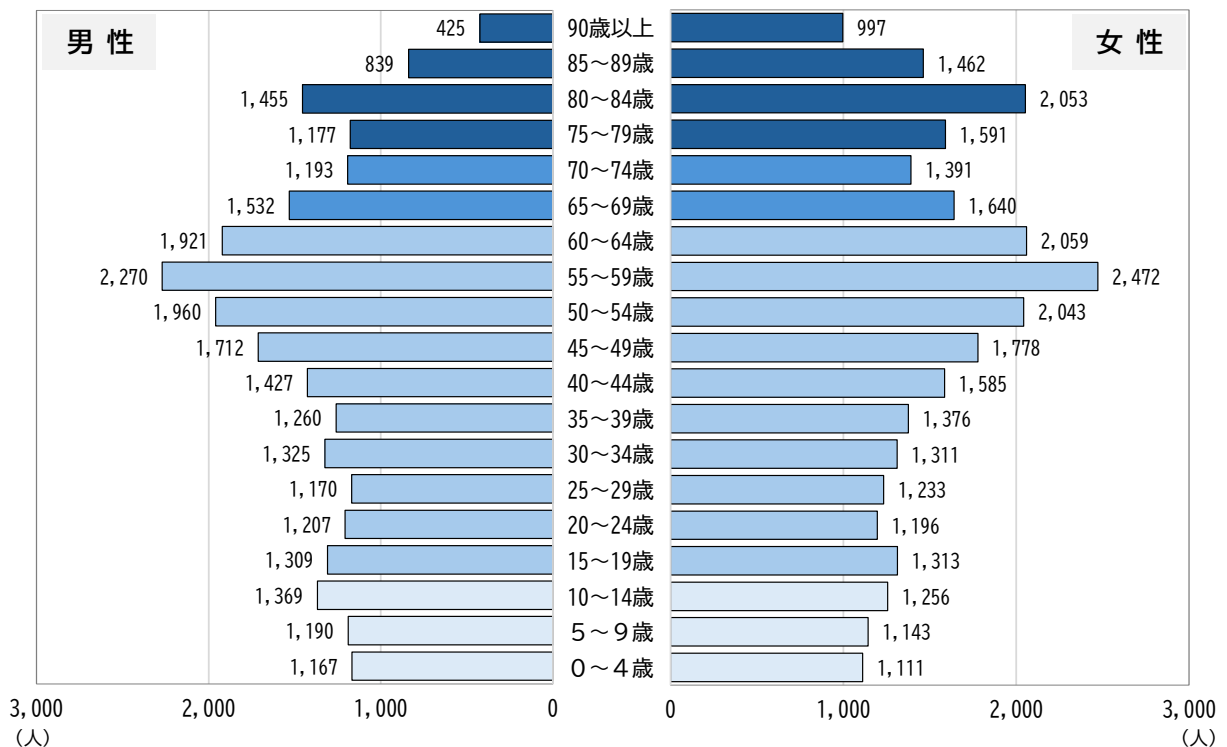
(3) 人口構造

本計画の計画終了年度である令和12(2030)年の人口構造をみると、55～59歳の層と80～84歳の層が増加し、総人口に占める後期高齢者の割合が増加しています。

《人口ピラミッド：令和7(2025)年》



《人口ピラミッド：令和12(2030)年》

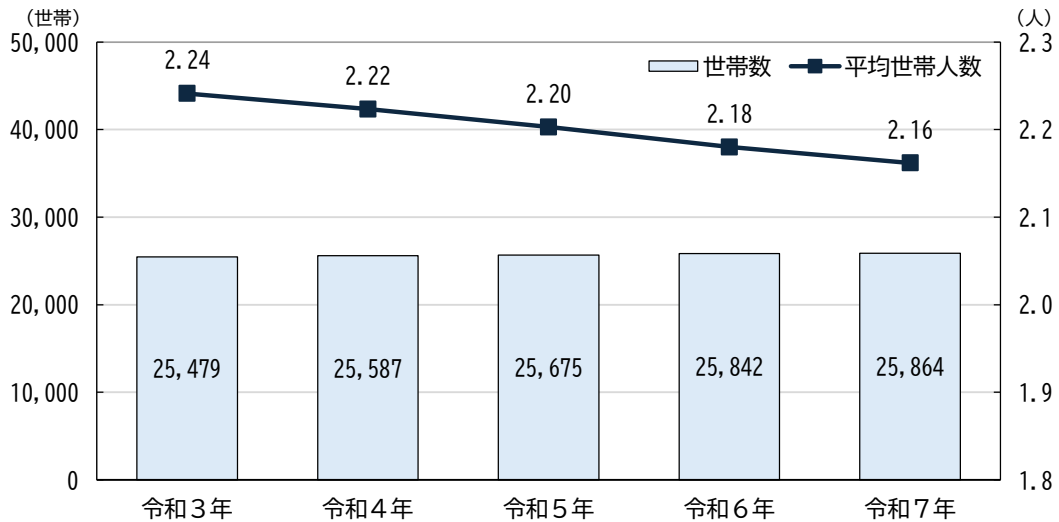


【資料】 国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

(4) 世帯の状況

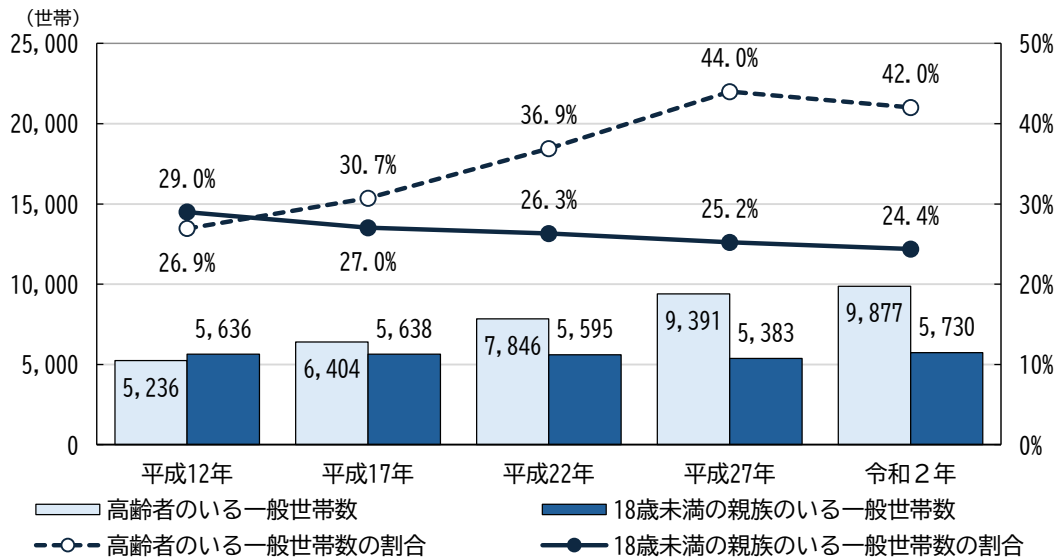
世帯数は、年々増加しているものの、平均世帯人数は年々減少しています。また、国勢調査によると高齢者のいる世帯が増加しており、平成27(2015)年以降は4割を超えています。高齢者のいる世帯の内訳をみると、令和2(2020)年には単独世帯が約3割を占めています。

《世帯数・平均世帯人数の推移》



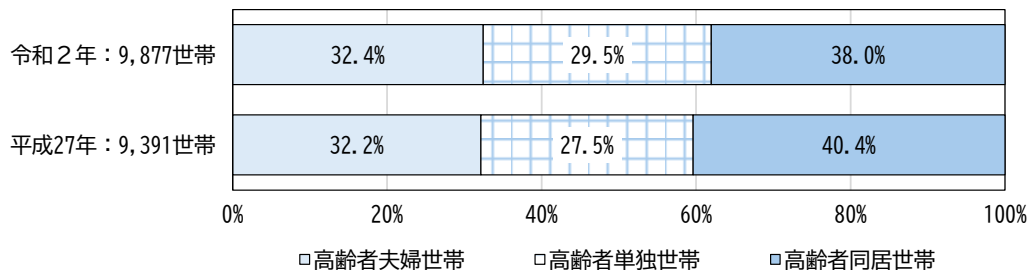
【資料】住民基本台帳（各年10月1日現在）

《18歳未満のこどものいる世帯・高齢者のいる世帯の推移》



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

《高齢者のいる世帯の構成割合》



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 地区別の人口・世帯の状況

地区別人口・世帯数については、令和3(2021)年と令和7(2025)年を比較すると、すべての地区で人口が減少しており、特に向日台地区では令和3(2021)年の696人から2割以上の減少となっています。

また、世帯数は、物集女地区・寺戸地区・上植野地区では増加しています。平均世帯人数については、いずれの地区においても減少しており、市全体で核家族化や単独世帯の増加が推測されます。

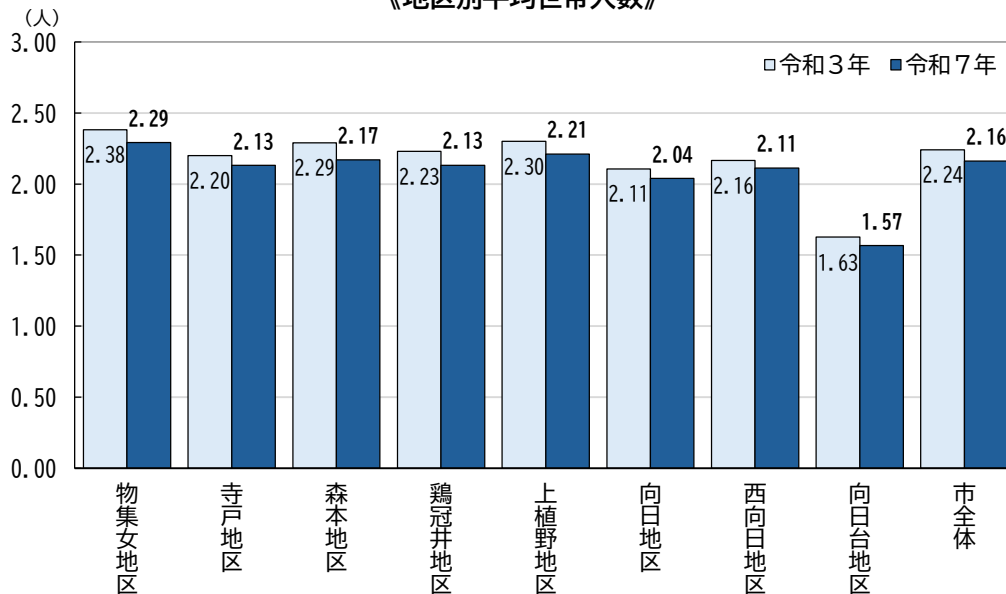
《地区別人口・世帯数》

単位：人、世帯

		物集女地区	寺戸地区	森本地区	鶏冠井地区	上植野地区	向日地区	西向日地区	向日台地区
人口	令和3年	8,443	25,536	4,471	5,124	10,633	916	1,286	696
	令和7年	8,270	25,348	4,219	4,873	10,543	875	1242	545
	増減	▲ 173	▲ 188	▲ 252	▲ 251	▲ 90	▲ 41	▲ 44	▲ 151
世帯数	令和3年	3,546	11,604	1,952	2,297	4,623	435	594	428
	令和7年	3,608	11,891	1,945	2,285	4,770	429	588	348
	増減	62	287	▲ 7	▲ 12	147	▲ 6	▲ 6	▲ 80

【資料】住民基本台帳（各年10月1日現在）

《地区別平均世帯人数》



【資料】住民基本台帳（各年10月1日現在）

(6) 地域福祉に関する活動の状況

① 自治会・町内会

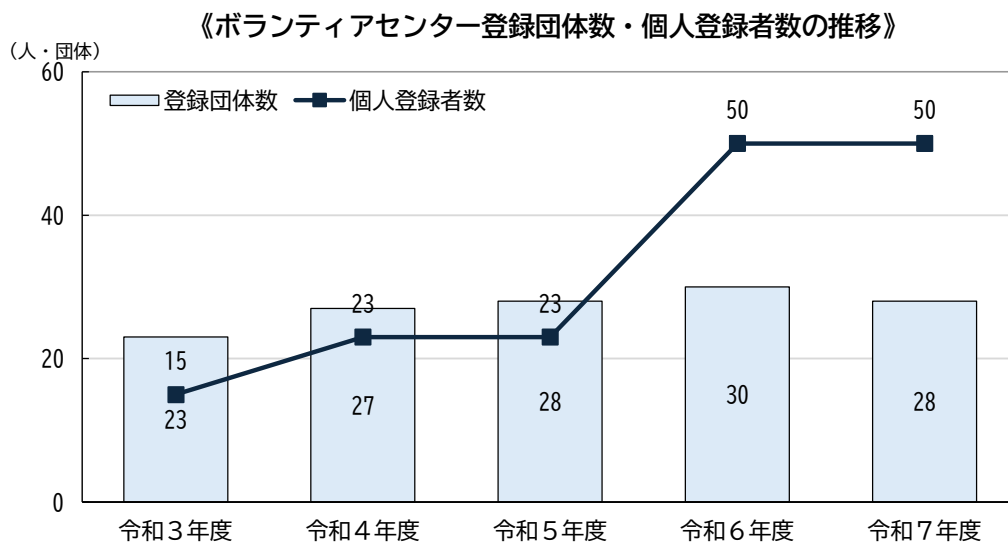
本市の自治会・町内会は、一定の区域を単位として、その地域に住む人々によって自主的に組織された任意の団体です。この自治会・町内会などが集まって、8つの連合自治会（区）が組織され、防災や防犯をはじめ、環境美化やさまざまな地域の交流活動などを通して地域の連帯感を高め、豊かで住みよい地域づくりに取り組まれています。自治会・町内会への加入率は、年々低下しています。

② ボランティア活動・市民活動

市民の自主的・主体的なボランティア活動は、地域の美化清掃活動をはじめ、手話や点訳などの専門的な技術や技能を必要とするものまでさまざまな活動が、個人あるいはグループで行われています。これらの活動を支援するための機関として、向日市社会福祉協議会が設置している「ボランティアセンター」と、市が設置している「市民協働センター」があります。

ボランティアセンターは、さまざまな福祉ボランティアの登録とともに、ボランティア講座の開催や活動を支援するための相談、依頼に応じた利用者と提供者のマッチングなどを行っています。また、ファミリーサポートセンターや図書館などにおいても、保育や読み聞かせのための専門的なボランティア養成に取り組んでいます。さらに、地区社協や社会福祉施設などでも、高齢者の交流を目的としたふれあいサロン活動や配食・会食、話し相手などのボランティアが活躍されています。

市民協働センターでは、福祉分野の活動に限らず、環境や生涯学習・まちづくりなどの幅広い市民活動団体（ボランティア団体、NPOなど）を支援しています。



【資料】向日市社会福祉協議会

《市民協働センター登録団体数一覧（令和7（2025）年度）》

活動分野	登録数	活動分野	登録数	活動分野	登録数
地域・まちづくり	19	福祉	13	保健・医療	5
竹文化	4	史跡・観光	3	文化・芸術	9
スポーツ	7	社会教育	13	環境保全	8
美化活動	12	交通安全	1	男女共同参画	6
こども	17	国際協力・交流	5	人権・平和	9
災害支援	2	I T・情報化	1	科学技術	2
経済活動の活性化	3	職業訓練・雇用促進	2	消費者保護	4
市民活動支援	12	生涯学習支援	12	食・農業	9
その他	4				

※1つの団体が複数の活動分野に登録している場合があります。

【資料】広聴協働課（令和7（2025）年12月現在）

3 対象者別にみた地域福祉の状況

(1) 高齢者の状況

① 要介護（要支援）認定者等の推移

要介護（要支援）認定者数は、令和3（2021）年度の3,079人から令和7（2025）年度には3,489人となり、増加傾向にあります。

《要介護（要支援）認定者等の推移》

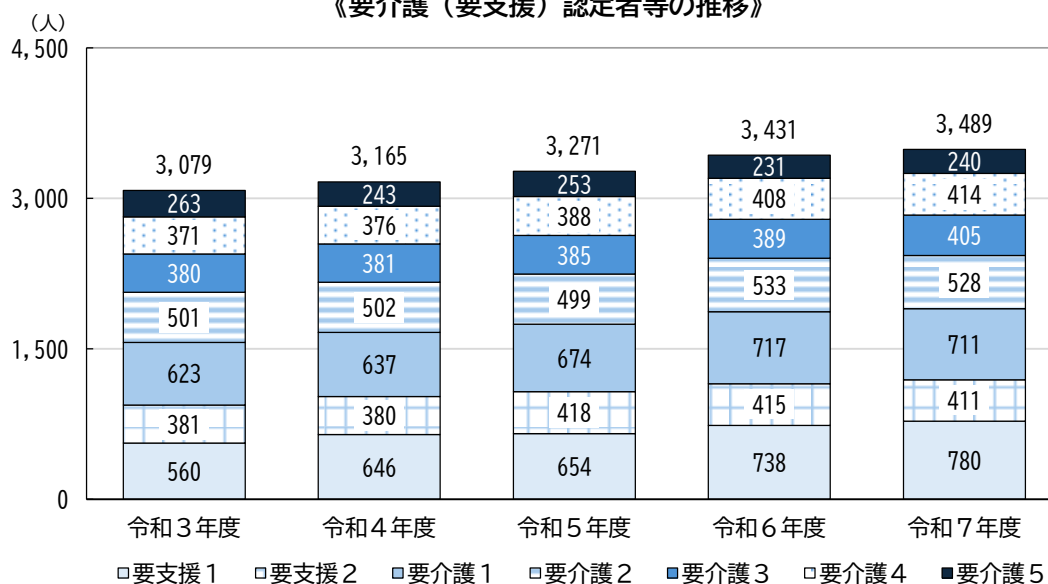
単位：人、%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定者数	3,079	3,165	3,271	3,431	3,489
要支援1	560	646	654	738	780
要支援2	381	380	418	415	411
要介護1	623	637	674	717	711
要介護2	501	502	499	533	528
要介護3	380	381	385	389	405
要介護4	371	376	388	408	414
要介護5	263	243	253	231	240
うち第1号被保険者	3,034	3,118	3,218	3,374	3,427
うち第2号被保険者	45	47	53	57	62
認定率（%）	19.7	20.3	21.0	22.1	22.5
第1号被保険者数	15,389	15,326	15,300	15,276	15,225

※認定率＝第1号被保険者認定者数÷第1号被保険者数

【資料】介護保険事業状況報告（各年度9月末）、第1号被保険者数は住民基本台帳（各年度10月1日現在）

《要介護（要支援）認定者等の推移》



【資料】介護保険事業状況報告（各年度9月末）

② 認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の本人やその家族をあたたく見守り応援する人のことをいいます。

認知症地域支援推進員が、認知症の高齢者とその家族が過ごしやすい地域のネットワークづくりを担い、認知症に対する理解を深めるために認知症サポーター養成講座を実施しています。

《認知症サポーター養成講座・受講者数の推移》

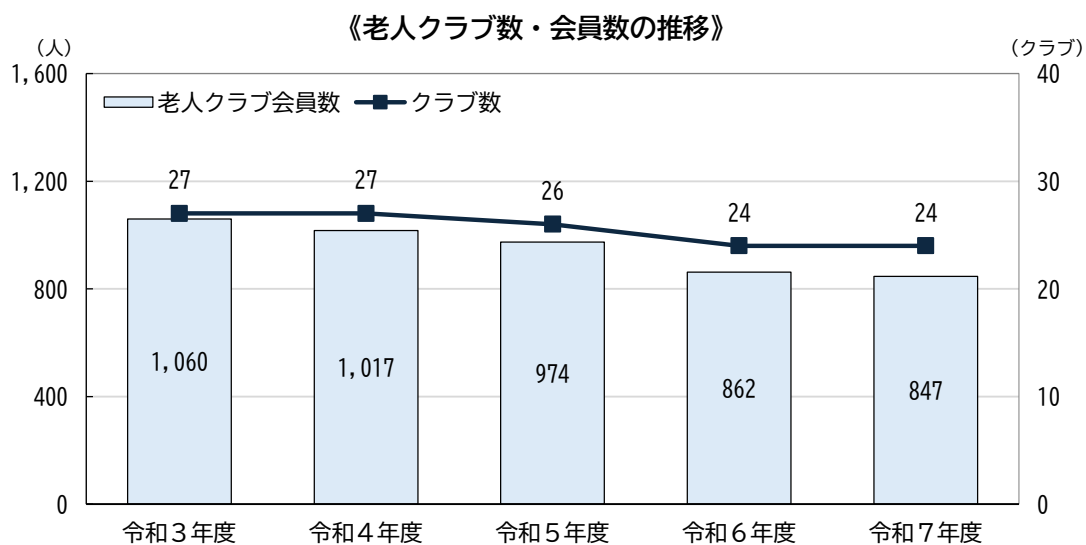
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座開催数	3回	2回	6回	4回	6回
受講者数	256人	86人	133人	241人	188人

【資料】高齢介護課

③ 老人クラブの状況

老人クラブは、地域に住む高齢者が自主的に集まり、仲間づくりやその知識を生かし、生きがいと健康づくりに加え、高齢者同士の交流を深める友愛活動など、地域を豊かにする社会活動に取り組む団体です。

クラブ数・会員数はともに減少傾向にあり、令和3(2021)年度の27クラブ、1,060人から、令和7(2025)年度には24クラブ、847人に減少しています。

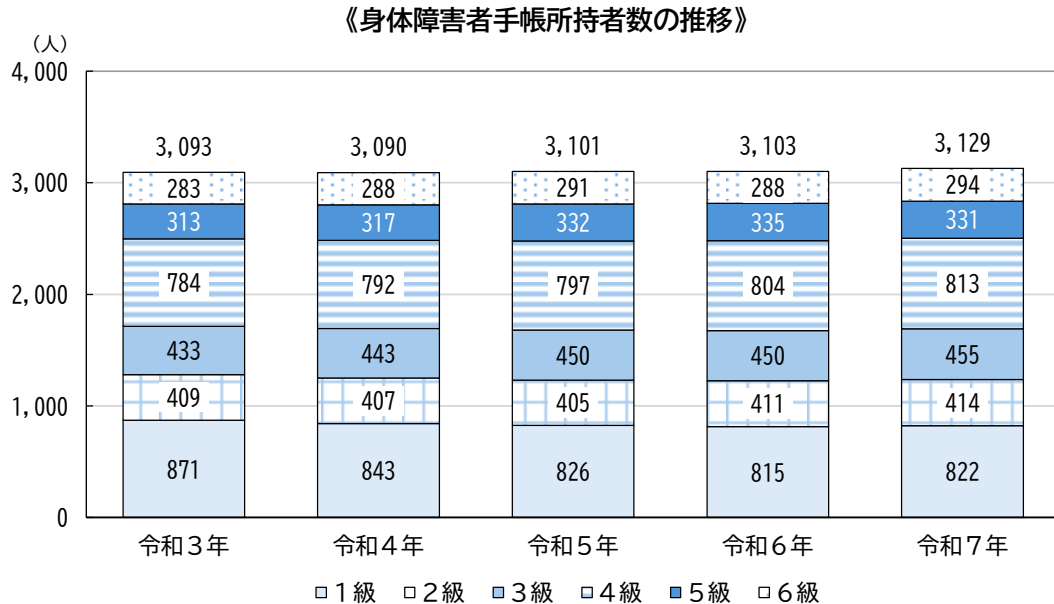


【資料】高齢介護課（各年度4月1日現在）

(2) 障がい者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

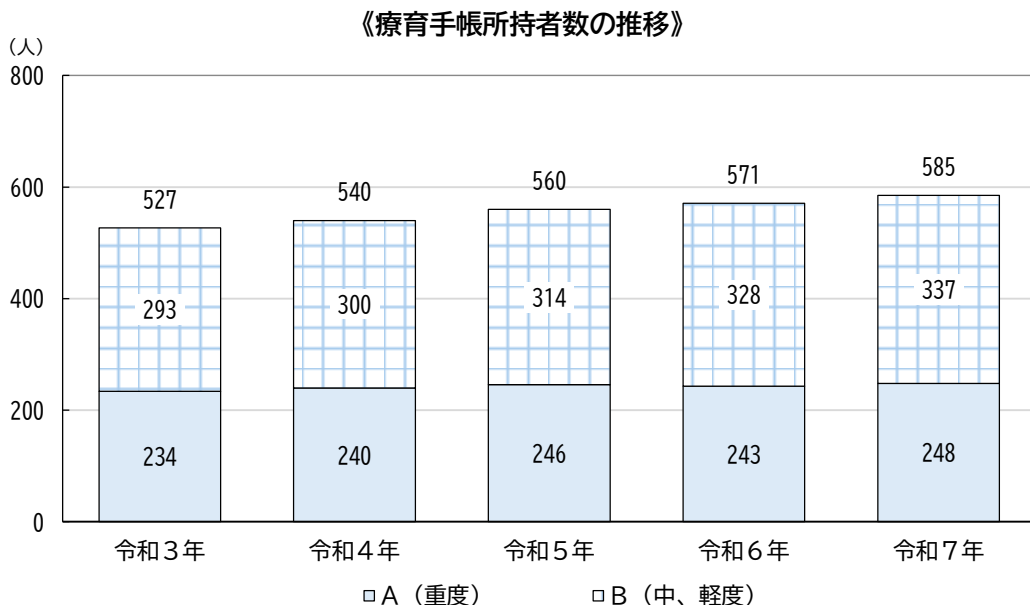
身体障害者手帳所持者数は、令和3(2021)年以降、概ね3,100人程度となっており、令和7(2025)年で3,129人となっています。等級別にみると各年1級が最も多く、身体障害者手帳所持者数の3割近くを占めています。



※未返還者を除く
【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

② 療育手帳所持者数の推移

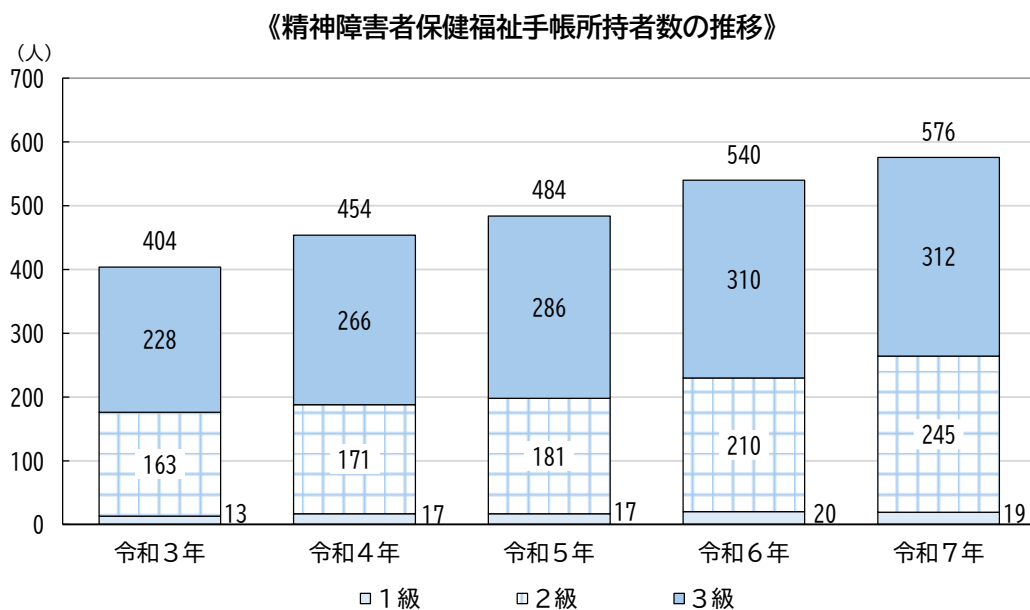
療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和7(2025)年で585人となっています。また、判定別で見ると、令和7(2025)年で「A(重度)」が248人、「B(中、軽度)」が337人となっています。



【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和7(2025)年で576人となっています。等級別でみると、「2級」「3級」は年々増加しています。

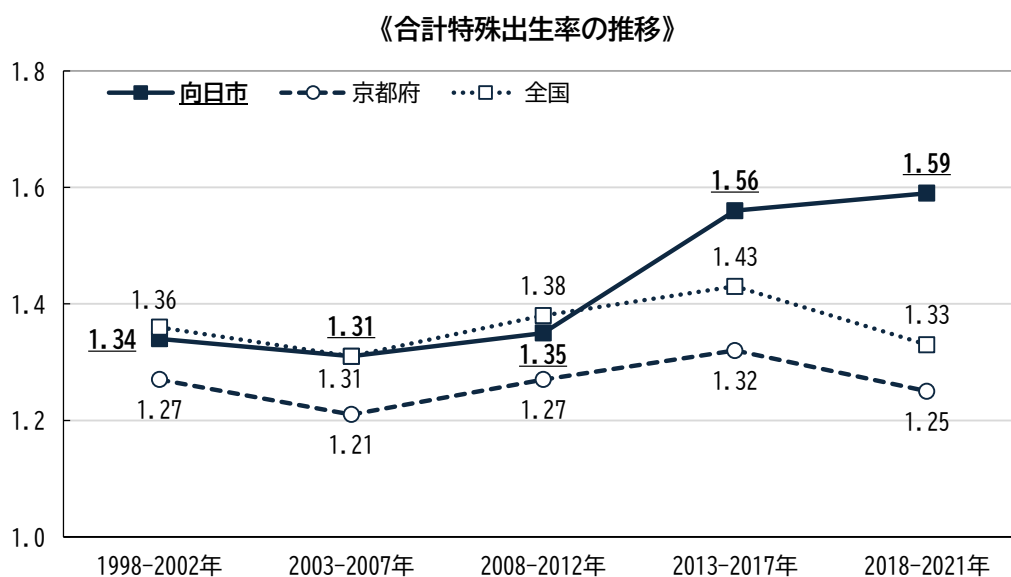


【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

(3) こどもや子育て家庭の状況

① 合計特殊出生率

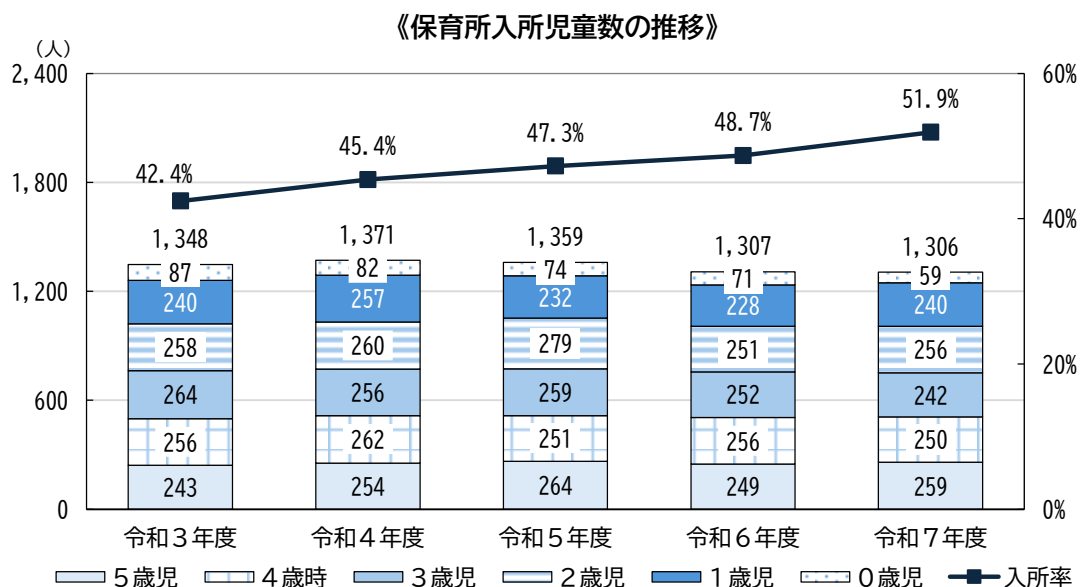
合計特殊出生率は、全国・京都府と比べると、2013年以降大きく上昇し、全国や京都府の数値を大きく上回っています。



【資料】京都府 地域子育て環境「見える化」ツール

② 保育所の状況（入所児童数の推移）

保育所の入所児童数は、令和3（2021）年度以降、1,300人程度で推移しています。また、入所率は年々増加しています。



【資料】子育て支援課（各年度4月1日現在）

③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える場として開設しています。

現在、7か所で運営しており、延べ利用者数は令和6（2024）年度で19,054人となっています。

《地域子育て支援拠点の状況》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
拠点数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
延べ利用者数	16,713人	11,908人	18,582人	19,493人	19,054人

【資料】子育て支援課、子ども家庭課

④ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターは、乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

令和2（2020）年度と令和6（2024）年度を比較すると、活動件数は増加しているのに対し、依頼会員と援助会員ともに減少しています。

《ファミリーサポートセンターの会員数等の推移》

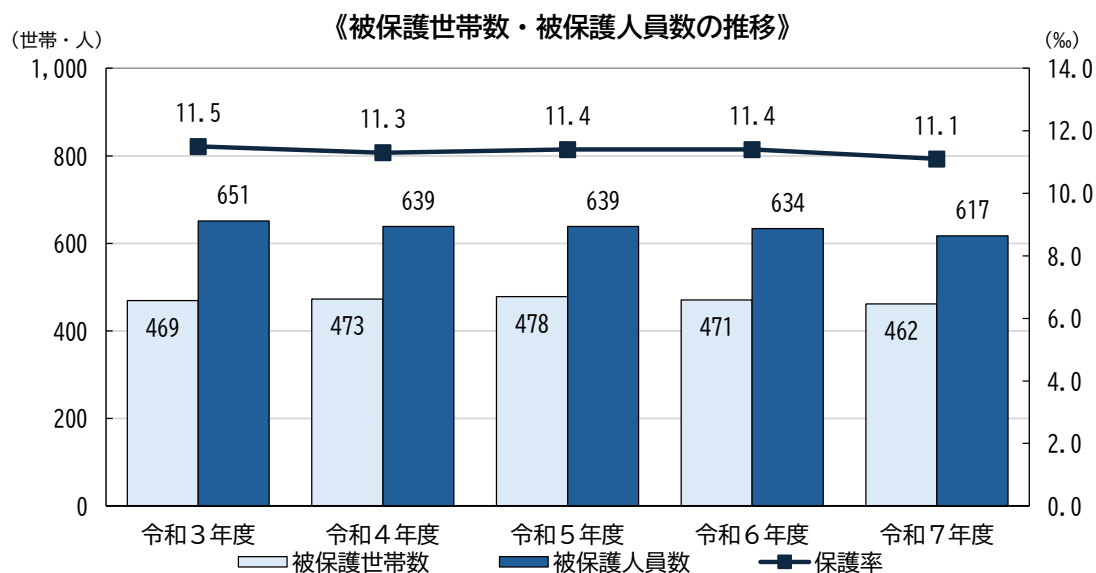
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動件数	408件	455件	994件	687件	780件
会員合計	710人	649人	590人	473人	505人
依頼会員	519人	469人	427人	344人	373人
援助会員	155人	148人	135人	107人	112人
両方会員	36人	32人	28人	22人	20人

【資料】子ども家庭課

（４）低所得者支援の状況

① 生活保護の状況

生活保護制度の被保護者数、被保護世帯数は、ほぼ横ばいとなっています。保護率についても、ほぼ横ばいで推移しています。



※%（パーミル）：1,000分の1を1とする単位

【資料】地域福祉課（各年度10月1日現在）

(5) 相談支援等の状況

① 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として、市民の立場にたって、生活に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を行っています。また、市民の人権やプライバシーに配慮しつつ、一人暮らしの高齢者の方を訪問する活動をはじめ、ひとり親家庭や障がいのある方などの相談相手として、市や関係機関と連携を図りながら、活動されています。

そのうち、こどもに関する相談を専門的に担当する主任児童委員も小学校区ごとに配置されています。民生委員・児童委員の活動をより充実させるため、向日市民生児童委員連絡協議会が組織され、情報交換や研修など、活動強化のための取組が行われています。

② 高齢者に関する相談支援の状況

地域包括支援センターは、総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務など、高齢者に関する相談機関として、市内3か所で運営されています。

地域包括支援センターにおける相談件数は、毎年度1万件を超える相談が寄せられており、令和6(2024)年度は14,656件の相談を受け付けています。

③ 障がい者に関する相談支援の状況

障がい者地域生活支援センターでは、地域に暮らす障がいのある方の自立と社会参加を目的に福祉サービスの紹介・就学・就労・生活上の悩み相談、その他、障がい福祉に関する総合相談を行っています。

また、精神障がい者相談支援事業(「こころの健康相談」)は、市役所内に専門の相談窓口を開設し、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を実施しています。

身体障害者巡回更生相談は、身体障がい者に対し、巡回して医学的判定及び更生に必要な相談に応じ、適切な指導、助言、援護を行うため、京都府家庭支援総合センターが実施しています。

《障がい者に関する相談支援件数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者地域生活支援センター相談支援事業	6,325件	2,930件	3,459件	3,184件	3,031件
精神障がい者相談支援事業	54件	60件	59件	52件	52件
身体障害者巡回更生相談	3(1)回	2(1)回	3(1)回	3(1)回	3(1)回
	12(1)件	8(5)件	11(2)件	12(1)件	17(6)件

※()内は、うち向日市開催、向日市民の数値
【資料】障がい者支援課

④ こども・子育てに関する相談支援の状況

子育てセンター「すこやか」では、電話や来所により子育てに関する相談を行っています。

また、令和7(2025)年4月からこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両輪で切れ目ない相談支援が行えるよう体制を整備しました。

《地域子育て支援拠点事業の利用者数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	16,713人	11,908人	18,582人	19,493人	19,054人

【資料】子育て支援課・子ども家庭課

(6) 虐待防止の取組状況

① 児童虐待の防止

要保護児童対策地域ネットワーク協議会での進行管理や個別のケース対応、実務者会議への参加や学校訪問等を通じて、関係機関と連携を図り、虐待予防や課題の解決に取り組んでいます。

《児童虐待の通告件数等の推移》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り扱い件数	児童	212件	168件	203件	198件	280件
	世帯	126件	87件	119件	109件	152件

【資料】子ども家庭課

② 高齢者虐待の防止

地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談に応じています。

《地域包括支援センターにおける高齢者虐待に関する対応件数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応件数	116件	28件	136件	111件	108件

【資料】高齢介護課

③ 障がい者虐待の防止

乙訓障がい者虐待防止センターを乙訓2市1町で設置しており、障がい者虐待防止や早期発見、相談、支援等を行っています。

《障がい者虐待に関する相談・通報件数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護者による虐待に関する相談、通報件数	12件	6件	3件	6件	8件
施設従事者等による虐待に関する相談、通報件数	19件	1件	3件	8件	3件
その他虐待に関する相談、通報件数	0件	1件	0件	1件	1件

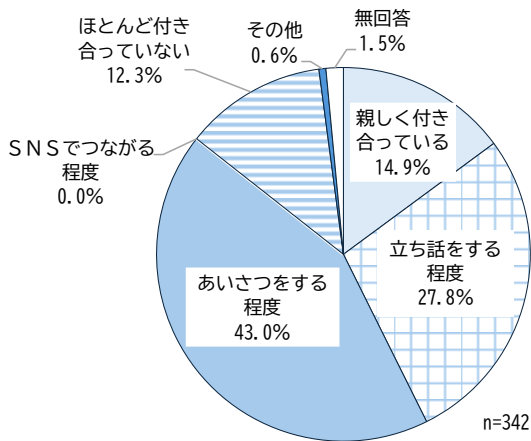
【資料】障がい者支援課

4 市民アンケート調査結果からみる向日市の状況

(1) 地域との関わり方

10～30歳代の若い人が、近所付き合いを「あいさつをする程度でよい」と考える人が多い傾向にあり、実際に「あいさつをする程度」にとどまっています。

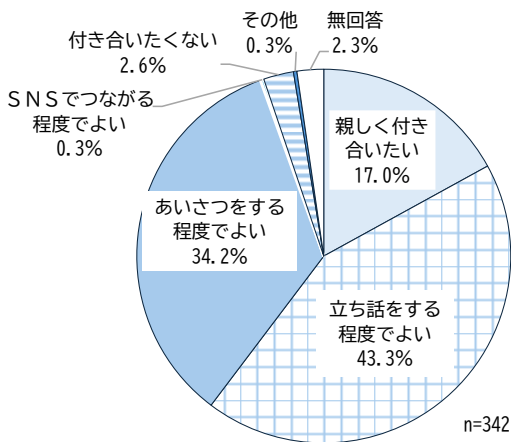
《近所付き合い（現状）》



《年齢別 近所付き合い（現状）》

年齢	最も多い回答	割合
10歳代	あいさつをする程度	66.7%
20歳代	あいさつをする程度	76.9%
30歳代	あいさつをする程度	67.9%
40歳代	あいさつをする程度	48.8%
50歳代	あいさつをする程度	47.5%
60歳代	あいさつをする程度	40.3%
70歳代	あいさつをする程度	35.2%
80歳以上	立ち話をする程度	34.5%

《近所付き合い（今後の希望）》



《年齢別の近所付き合い（今後の希望）》

年齢	最も多い回答	割合
10歳代	あいさつをする程度でよい	66.7%
20歳代	あいさつをする程度でよい	61.5%
30歳代	あいさつをする程度でよい	46.4%
40歳代	立ち話をする程度でよい あいさつをする程度でよい	43.9%
50歳代	立ち話をする程度でよい	45.8%
60歳代	立ち話をする程度でよい	45.2%
70歳代	立ち話をする程度でよい	52.1%
80歳以上	立ち話をする程度でよい	41.4%

(2) 地域活動

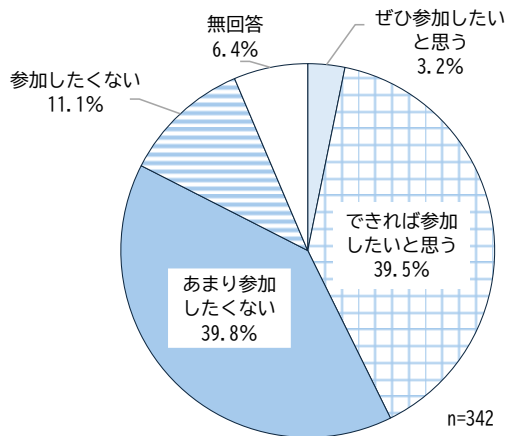
今後の地域活動参加意向について、「参加したい」は42.7%となっています。

年齢別にみると、「参加したい」は回答数の少なかった10歳代を除き、30歳代で53.6%と最も多くなっています。

活動に参加したくない理由は、「時間が足りない・忙しいから」が40.2%で最も多くなっています。

今後参加したい活動は、「文化サークル・教養講座・スポーツ活動・レクリエーション活動」が44.5%で最も多く、次いで「身近な地域を基盤とした活動」「高齢者に関する活動」が3割を超えています。

《地域活動参加意向》

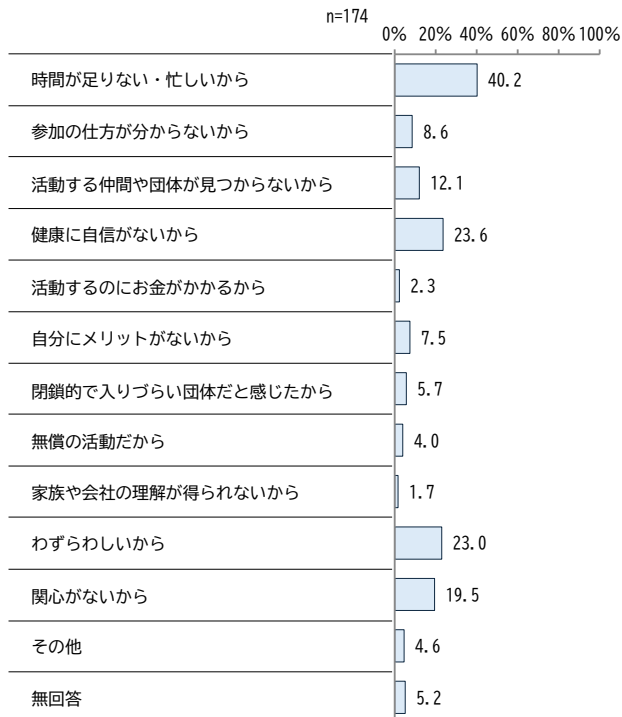


《年齢別 地域活動参加意向》

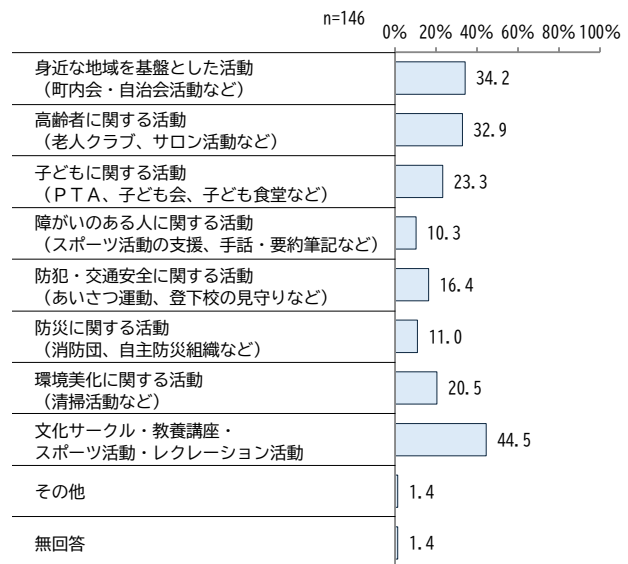
年齢	『参加したい』割合
10歳代	66.7%
20歳代	23.1%
30歳代	53.6%
40歳代	41.4%
50歳代	40.7%
60歳代	46.7%
70歳代	40.8%
80歳以上	41.3%

※『参加したい』:「ぜひ参加したいと思う」と「できれば参加したいと思う」の合計

《活動に参加したくない理由》



《今後参加したい活動》



5 地域福祉を取り巻く本市の現状と課題

(1) 地域との連携・つながりの希薄化

【現状】

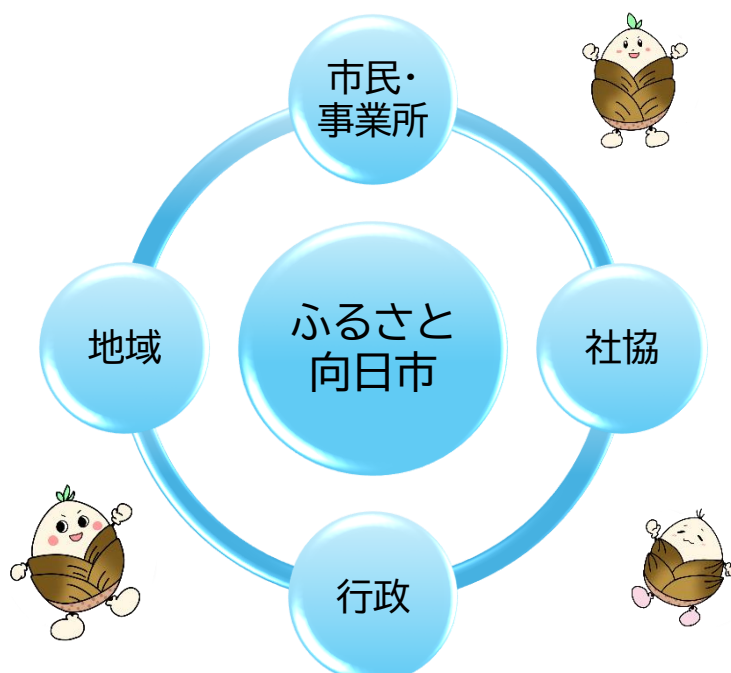
- アンケート結果では、関心のある福祉の分野については、高齢者に関する福祉、こどもに関する福祉、障がいのある人の福祉には関心が高い一方で、ひとり親家庭や生活困窮者に関する福祉への関心は低くなっています。
- 福祉の課題に関する行政と地域住民との関係については、「行政も住民もともに取り組む」が最も高くなっています。次いで「行政だけでは解決できない場合、住民が協力して行う」が高くなっています。
- 地域や近所での付き合いは「あいさつをする程度」や「立ち話をする程度」などの回答が多く、年齢層が高いほど「親しく付き合っている」割合が高い傾向にあります。
- 20～40歳代の自治会加入率については、3割程度と他の世代よりも低くなっています。
- 「災害時の手助け」や「安否確認の声掛けや見守り」「病院などの外出の手伝い」などを地域で手助けしてほしいと望む人が多くなっています。

【課題】

- まずは、市民一人ひとりに自分が住んでいる地域に関心を持ってもらうことが必要です。
- 災害時などの非常事態にも備え、日ごろから地域での関係づくりが重要です。

【今後の方向性】

- ★“ふるさと向日市”を、“自分たちで”暮らしやすくしていくため、市民一人ひとりが主体的に活動していくことができるよう、広報や周知を行うとともに、その支援を行います。
- ★災害時などの非常事態に備えて、日ごろからの顔の見える関係づくりの必要性について周知を行います。



(2) 相談内容の複雑化・複合化

【現状】

- 働き方や家族形態、ライフスタイルの多様化に伴い、それぞれが抱える生活課題も複雑化・複合化してきています。近年、社会的な課題となっている、8050 問題（9060 問題）やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなども多様な課題を抱えた結果の一部であることが多い状況です。
- 高齢化や単身世帯の増加、障がいのある方への地域での自立促進などの取組がされている中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。今後も高齢化の進行により認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。
- アンケート調査では、地域生活の中で悩んだり困ったりしたときの相談相手は家族や友人など身近な人に相談する人が多い結果となっています。また、20～30 歳代では「相談はしない」が1割近くを占めています。
- 自身や家族が、高齢や病気もしくは子育てなどで日常生活において手助けが必要になったとき、地域でしてほしい手助けについて、「話し相手や相談ごとの相手」が全体では2割以上、40 歳代では約4割と高くなっています。
- 向日市でみんなが支え合いながら安心して暮らすために大切だと思うことについては、「福祉に関して気軽に相談できる窓口を作ること」が最も高くなっています。
- 自由意見では、「近所だからこそ知られたくないこともある」といった意見もみられました。

【課題】

- 核家族化や地域との連携の希薄化により、心配ごとや相談ごとを一人で抱え込んでしまい、問題が深刻化してしまうケースもあることから、気軽に相談できる場の整備とともにその周知が必要です。
- 心配ごとや相談ごとの内容に応じたさまざまな相談機関や方法が必要とされています。



【今後の方向性】

- ★複雑化・複合化した問題にも対応できる相談体制の整備を進めます。
- ★早期相談が早期解決の第一歩であることを周知するとともに、相談窓口や相談方法について、市民へのより一層の周知を図ります。
- ★判断能力に不安が生じても住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるよう、権利擁護制度に関する相談・支援、制度の普及・啓発を行い、権利擁護支援のネットワークの一層の充実を図ります。

(3) 必要な情報が適切に伝わる情報発信方法の検討

【現状】

- アンケート調査では、福祉サービスに関する情報について、「得ることができていない」（「あまり得ることができていない」＋「ほとんど得ることができていない」）人が6割近くを占めています。
- 情報を得ることができていない理由では、「どこに行けば情報を得られるのかわからない」や「広報誌やパンフレットを見る機会が少ない」、「情報を知っている人が身近にいない」などが高くなっています。
- 自由意見では「他人事ではいけない。自分ごとにするため、たくさんの知る機会をつくってほしい」や、「当事者になって初めてその分野について調べたり、興味を持つと思う。その時にすぐに情報提供できることが大事だと思う」といった意見がみられました。

【課題】

- 各種サービスを実施している一方で、その内容が住民全体には認知されていない状況がみられました。多くの情報を発信しているのに対し、市民が情報不足を感じていることから、必要な情報が必要な人に適切に伝わっていないことが考えられます。
- 各種サービスや取組の内容について、必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供の内容や方法について検討していく必要があります。



【今後の方向性】

- ★時代状況や情報を受け取る側のニーズを踏まえて、多様な手段で情報発信を行うなど、より多くの住民に必要な情報が届くよう周知方法への工夫を行います。

6 向日市社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会では、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者に加え、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、さまざまな活動を行っています。

近年、核家族化や少子高齢化、未婚化・晩婚化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、単独世帯や生活困窮者、社会的孤立者の増加が顕著となり、地域課題は一層深刻化しています。こうした状況を踏まえ、社会福祉協議会では「向日市地域福祉活動計画」を策定し、住民主体の地域福祉活動の推進に加え、地域共生社会の実現に向けて、重層的に支援できる体制の構築に取り組んでいます。

具体的には、地区社会福祉協議会との連携をはじめ、ボランティアセンターや地域サポートセンターむこうの運営、ふれあいサロン活動の実施、向日市共同募金委員会の取組などを通じて、地域における福祉の支え合いを促進しています。また、市からの受託により、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、生活困窮者自立相談支援事業を実施するとともに、京都府社会福祉協議会からの受託により、福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金貸付事業、特例貸付フォローアップ相談・支援事業を実施しています。

① 第4次向日市地域福祉活動計画

『お互いさまで支え合う地域づくり』を基本理念に据え、3つの基本目標として、人と人との「つながりづくり」、地域を担う「人づくり」、安心して生活できる「仕組みづくり」を定め、さまざまな活動に取り組んでいます。

《社会福祉協議会（社会福祉協議会）の主な地域福祉活動》

○人と人との「つながりづくり」

命を守る「防災ボトル」配布事業／まごころ見守り定期便事業／ふれあいサロン活動支援／地域サポートセンターむこう／シニアカフェ・ふらっとカフェ／認知症対応型カフェ「マリーズ」／家族介護者交流会／社協まつり／地域健康塾／親子で一緒にチャレンジ料理教室／介護予防出前講座／社協ファーム「なないろ」／Join ～みんなの居場所～

○地域を担う「人づくり」

地域の絆づくり講座／認知症サポーター・ステップアップ養成講座／点訳ボランティア養成講座／福祉教育出前講座／むこうボランティアNavi／つながりサポーター養成講座／おもちゃの病院／各種備品の貸出事業

○安心して生活できる「仕組みづくり」

備えて安心！遺言と成年後見制度講座／災害ボランティア養成講座／地域で孤独・孤立を考える映画鑑賞会／聴こえの相談会／社協カレー食堂～みんなの居場所～／フードドライブ・フードパントリー

② 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市内の8つの連合自治会（区）ごとに設置されています。地域福祉活動を推進する地域住民主体の任意団体です。地域ごとに特色ある福祉活動が展開されています。具体的には、地域の各種団体や福祉関係者の協力を得て、高齢者の配食・会食活動や世代間交流行事、ふれあいサロン活動などを、公民館やコミュニティセンターなどで開催されています。

③ ボランティアセンター

ボランティアセンターは、市民一人ひとりが気軽にボランティア活動に参加できるよう支援する拠点です。ボランティア活動の相談・登録・紹介を行うほか、講座の開催を通じて、地域で支え合う人材の育成にも取り組んでいます。

④ 地域サポートセンターむこう

地域サポートセンターむこうは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域サポーターが高齢者宅を訪問し、日常生活を支援する拠点です。ごみ出しの手伝いや話し相手などの支援を行っています。

⑤ ふれあいサロン活動

ふれあいサロン活動は、高齢者等を対象に、誰もが気軽に集い、交流できる居場所づくりを目的とした地域福祉活動の一つです。手芸や体操、レクリエーションなどさまざまなプログラムが展開されています。

⑥ 向日市共同募金委員会

向日市共同募金委員会は、赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金などの募金活動を行い、集まった募金を地域福祉活動へ配分する役割を担っています。

⑦ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう支援する拠点です。保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職がチームとなり、介護や健康、福祉、権利擁護などに関する相談に応じています。また、介護予防の支援や高齢者虐待の防止、認知症や生活上の困りごとへの対応などを行い、関係機関と連携しながら、高齢者の生活を総合的に支えています。

⑧ 障がい者地域生活支援センター

障がい者地域生活支援センターは、障がいのある方やその家族が地域で安心して自立した生活を送れるよう支援する拠点です。障がいに関する相談をはじめ、日常生活や就労、社会参加に関する助言や情報提供を行っています。

⑨ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立相談支援事業は、経済的な問題や生活上の困りごとを抱える方が、自立した生活を取り戻せるよう支援する事業です。収入の減少や仕事、住まい、人間関係など、さまざまな悩みや不安に対する相談を受け、課題の整理や解決に向けた支援計画を作成しています。

⑩ 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業は、認知症の高齢者や知的・精神障がいのある方などが、日常生活の中で福祉サービスを適切に利用したり、日常的な金銭管理を行ったりすることが難しい場合に、安心して生活できるよう支援しています。

⑪ 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯などを対象に、生活の安定や自立に向けた資金を無利子または低金利で貸し付ける事業です。生活の再建や福祉サービスの利用、就労、教育など、さまざまな目的に応じた資金の貸付を行っています。

⑫ 特例貸付フォローアップ相談・支援事業

特例貸付フォローアップ相談・支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活福祉資金の特例貸付を利用した方を対象に、貸付後の生活再建や自立に向けた支援を行う事業です。必要に応じて、就労支援機関や福祉サービスなどにつなぐことで、生活の安定と再出発を支援しています。



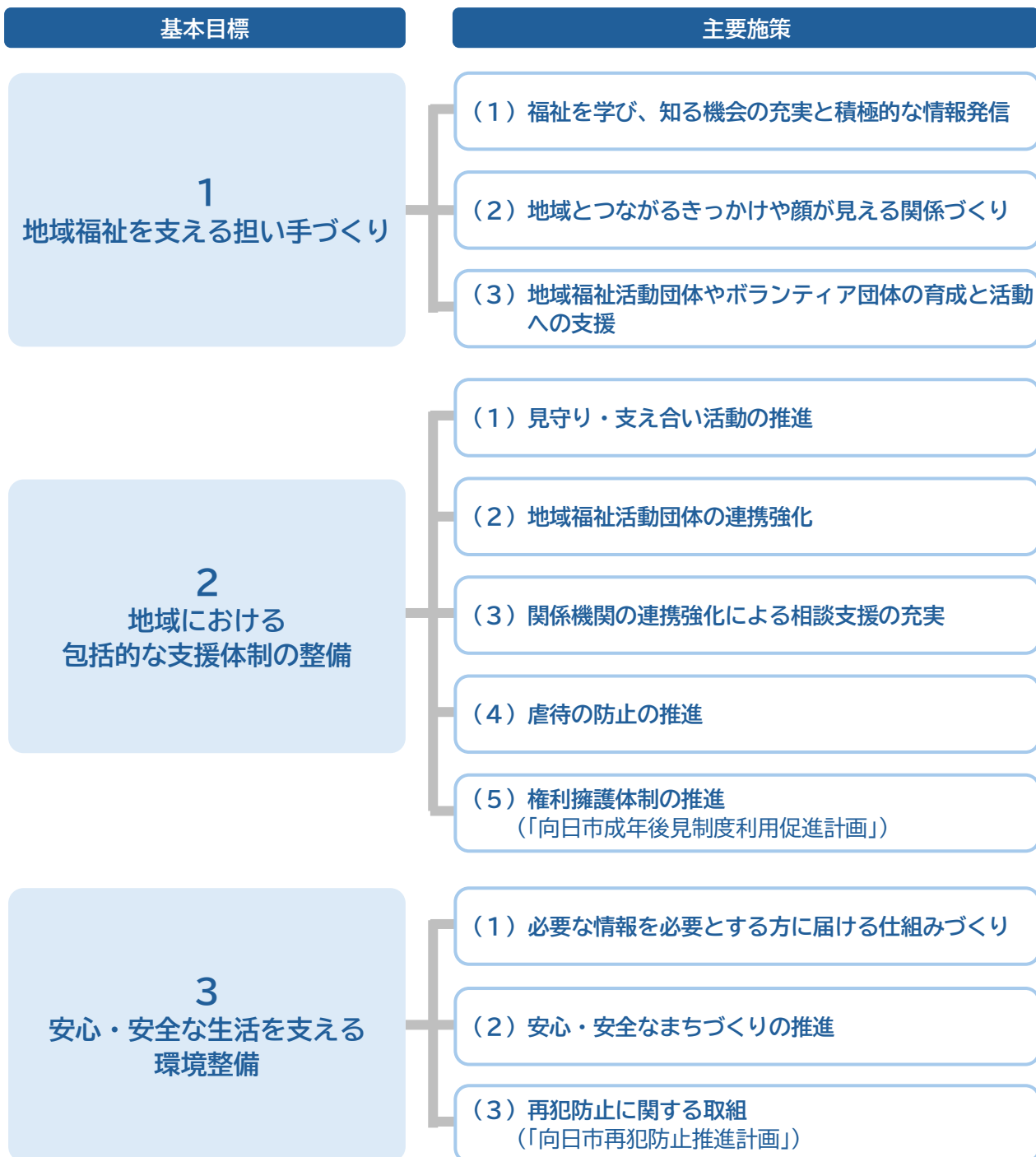
備えて安心！遺言と成年後見制度講座



地域健康塾

第3章 第3期向日市地域福祉計画 及び第5次向日市地域福祉活動計画

■ 施策の体系

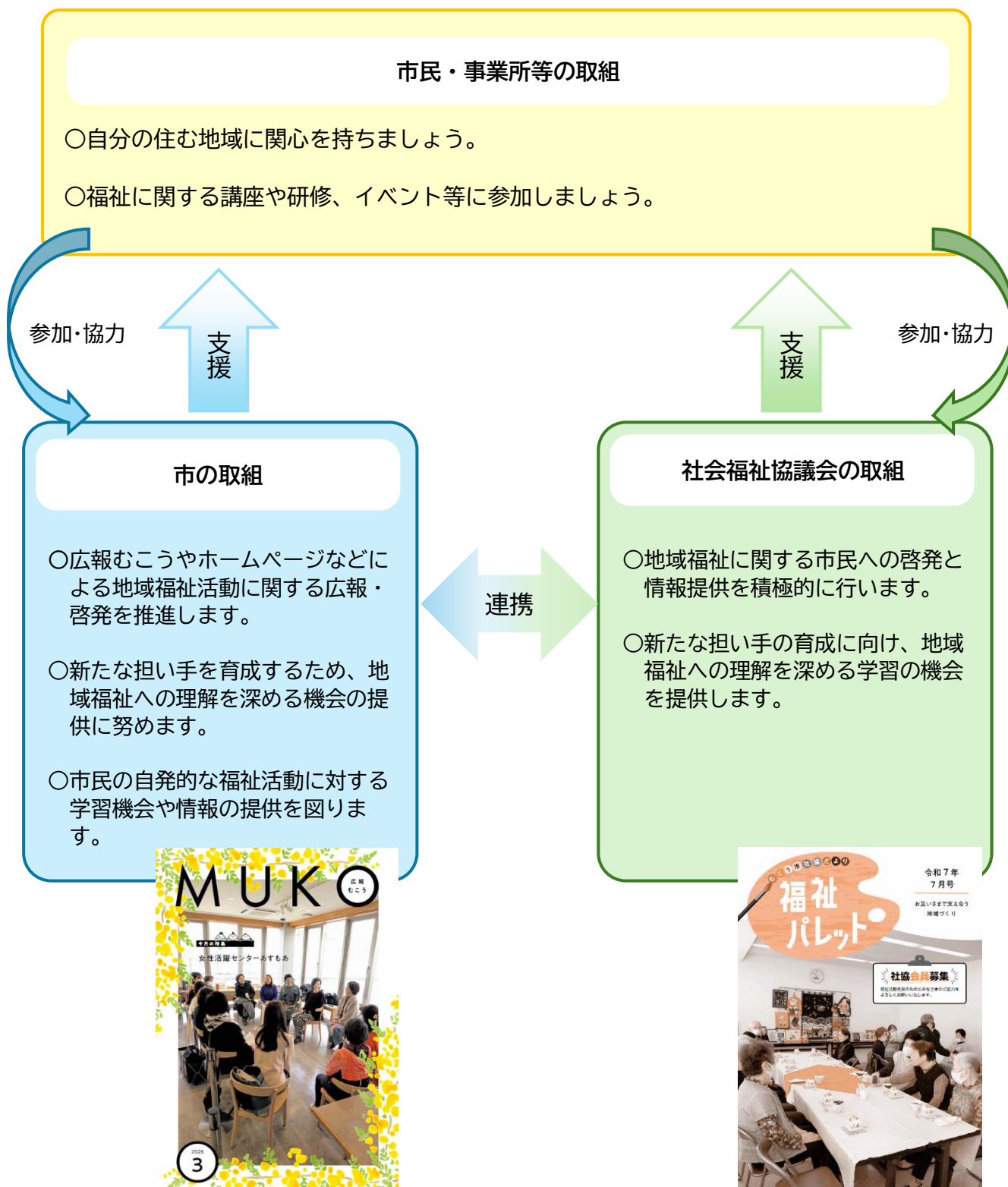


基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

(1) 福祉を学び、知る機会の充実と積極的な情報発信

地域に愛着を持ち、地域に住む一人ひとりができることを広げていくためには、福祉に関することを学び、体験できる環境が重要であり、また、人々と交流することができる場が必要です。

《主な取組》



(2) 地域とつながるきっかけや顔が見える関係づくり

本市には各地域で多数の自治会が組織されており、お互いに助け合いながら、住みよいまちづくりのために活動されています。

一方で、近年、自治会への加入率の減少が続いている状況です。

地域のつながりの希薄化が進む中、住民同士の支え合いや助け合いを通じて、地域に住む人々が課題の解決に向けて協力するためには、「顔が見える関係づくり」が必要となります。

《主な取組》



市民・事業所等の取組

- 地域のこどもから高齢者まで、世代を超えて交流できる場に参加しましょう。
- 日頃のあいさつや声かけを通じて、地域に顔見知りを増やしましょう。

参加・協力

支援

市の取組

- 自治会活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 地域の人たちが誰でも気軽に集まり、交流できる場の提供に努めます。
- 多世代が交流できる機会の充実を図ります。

連携

社会福祉協議会の取組

- 地域住民を主体とした小地域福祉活動（地区社協活動）や居場所づくりを推進し、支援します。
- 地域福祉活動への参加を促進し、地域の絆を深める仕組みづくりを進めます。
- 困難を抱える方が気軽に参加できる居場所や活動機会を、一人ひとりに寄り添いながら創出・運営します。

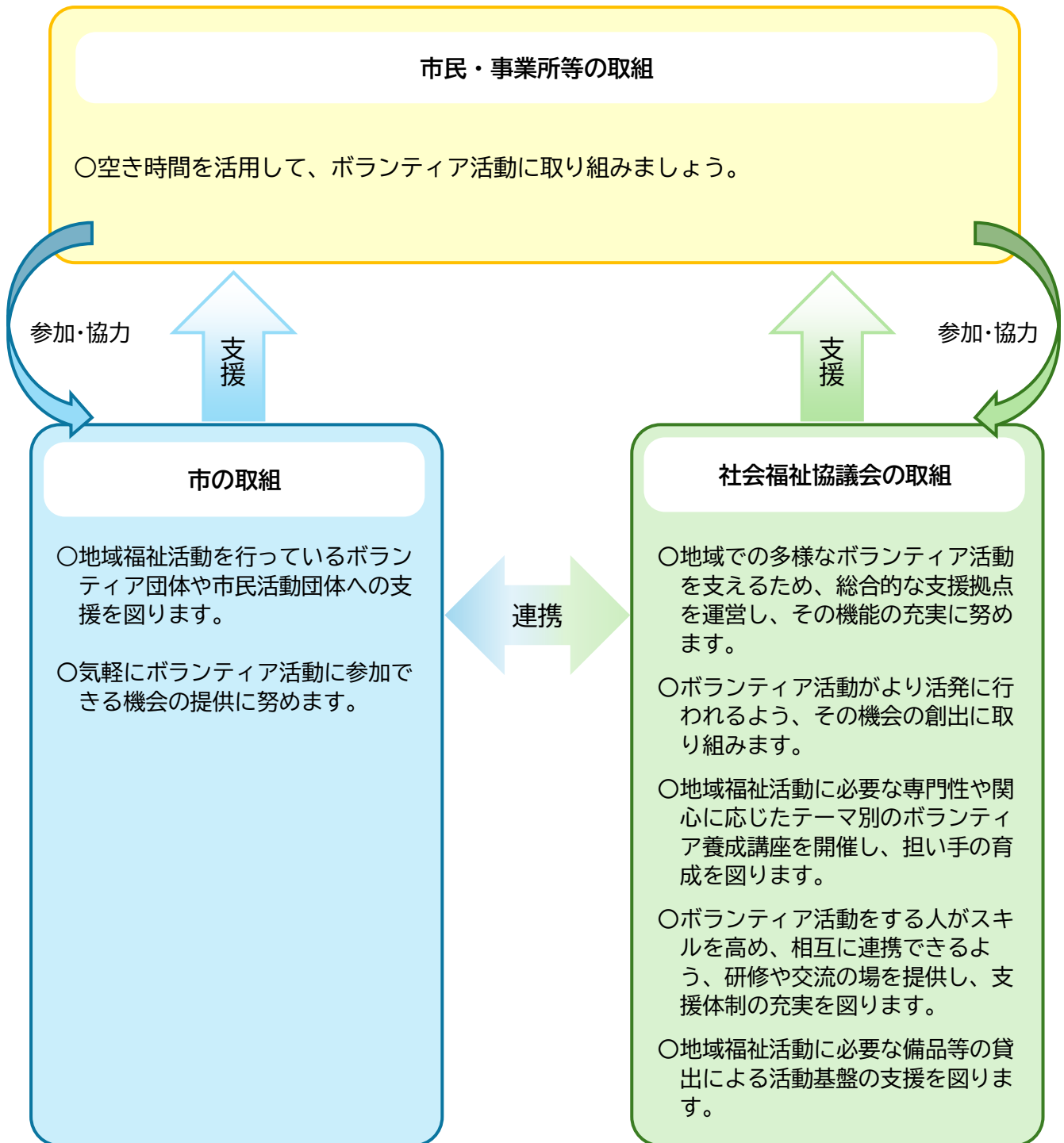
参加・協力

支援

(3) 地域福祉活動団体やボランティア団体の育成と活動への支援

市内では、さまざまなボランティア団体や市民活動団体が、地域福祉活動を行っていますが、その活動を今後も継続し、また、活動の範囲を広げ、充実するためには、担い手の確保や活動の場づくりと活動の内容を多くの人に知ってもらう機会が必要です。

《主な取組》

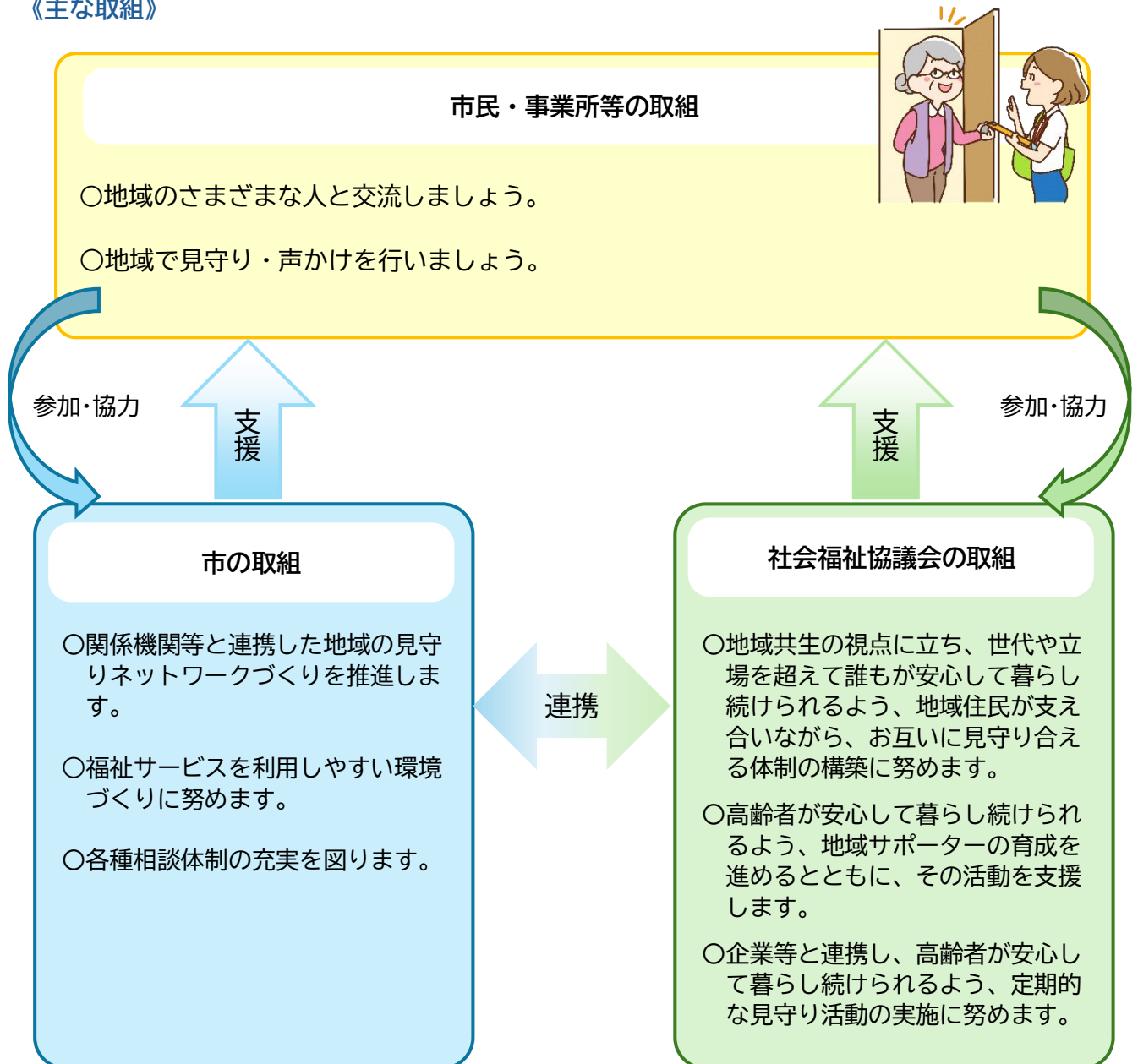


基本目標2 地域における包括的な支援体制の整備

(1) 見守り・支え合い活動の推進

認知症や一人暮らしの高齢者など、日常生活において支援を必要とする人が増加しており、介護保険等のサービス基盤の充実を図っています。今後も引き続き、各種サービスにより地域での生活を支援するとともに、地域に住むさまざまな人と協力して身近な地域における声かけや見守り、支え合いを行うことが必要です。

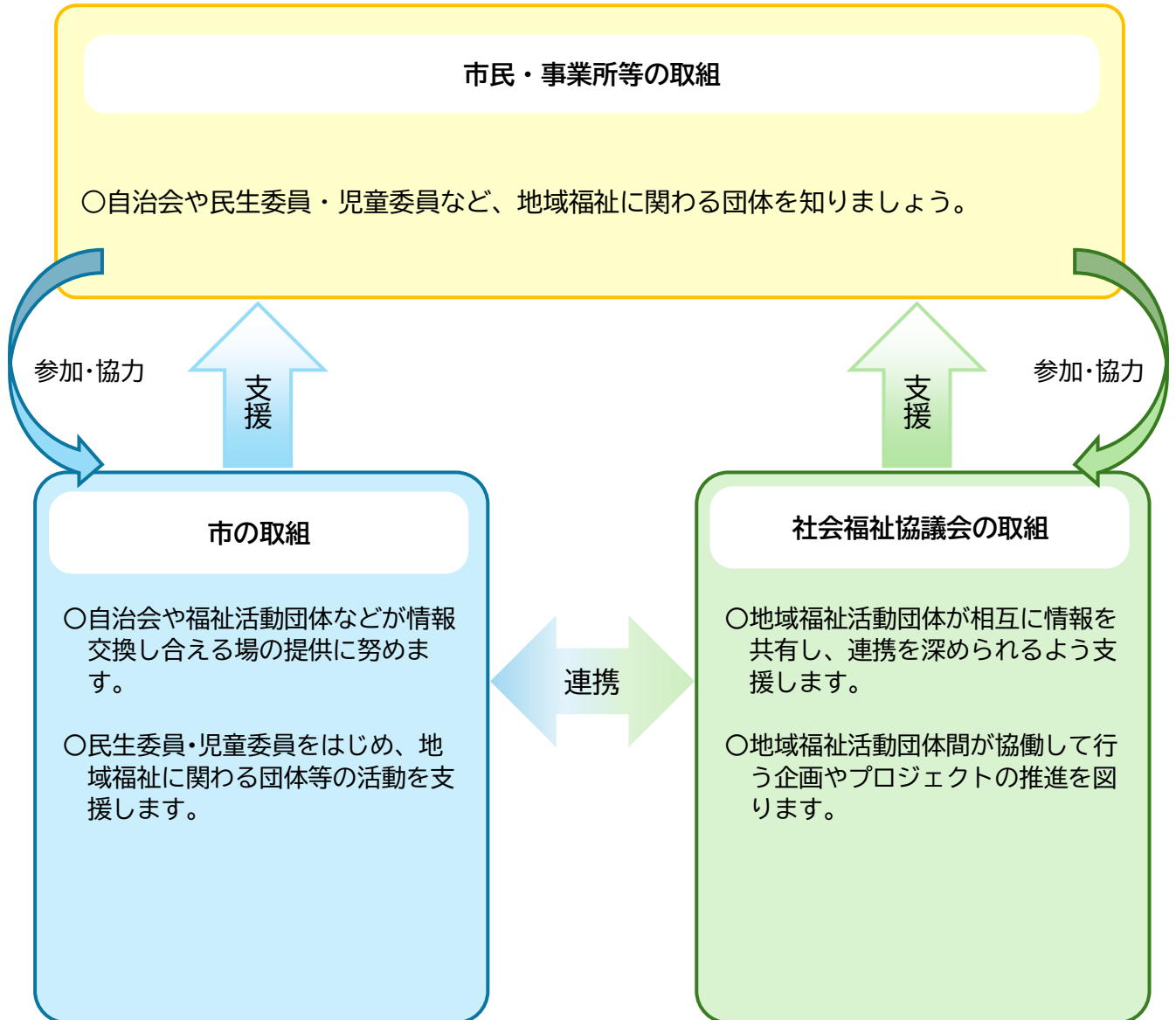
《主な取組》



(2) 地域福祉活動団体の連携強化

市内には、自治会や地区社会福祉協議会などの組織と、ボランティア団体やNPOなどの団体があり、それぞれの地域課題に応じた活動や各団体の目的に応じた活動をしています。これらの活動をより一層推進していくためには、各活動に対する支援を行うとともに、地域という共通の場で、情報交換をはじめとした地域福祉活動に関わる人や団体間での連携が重要です。

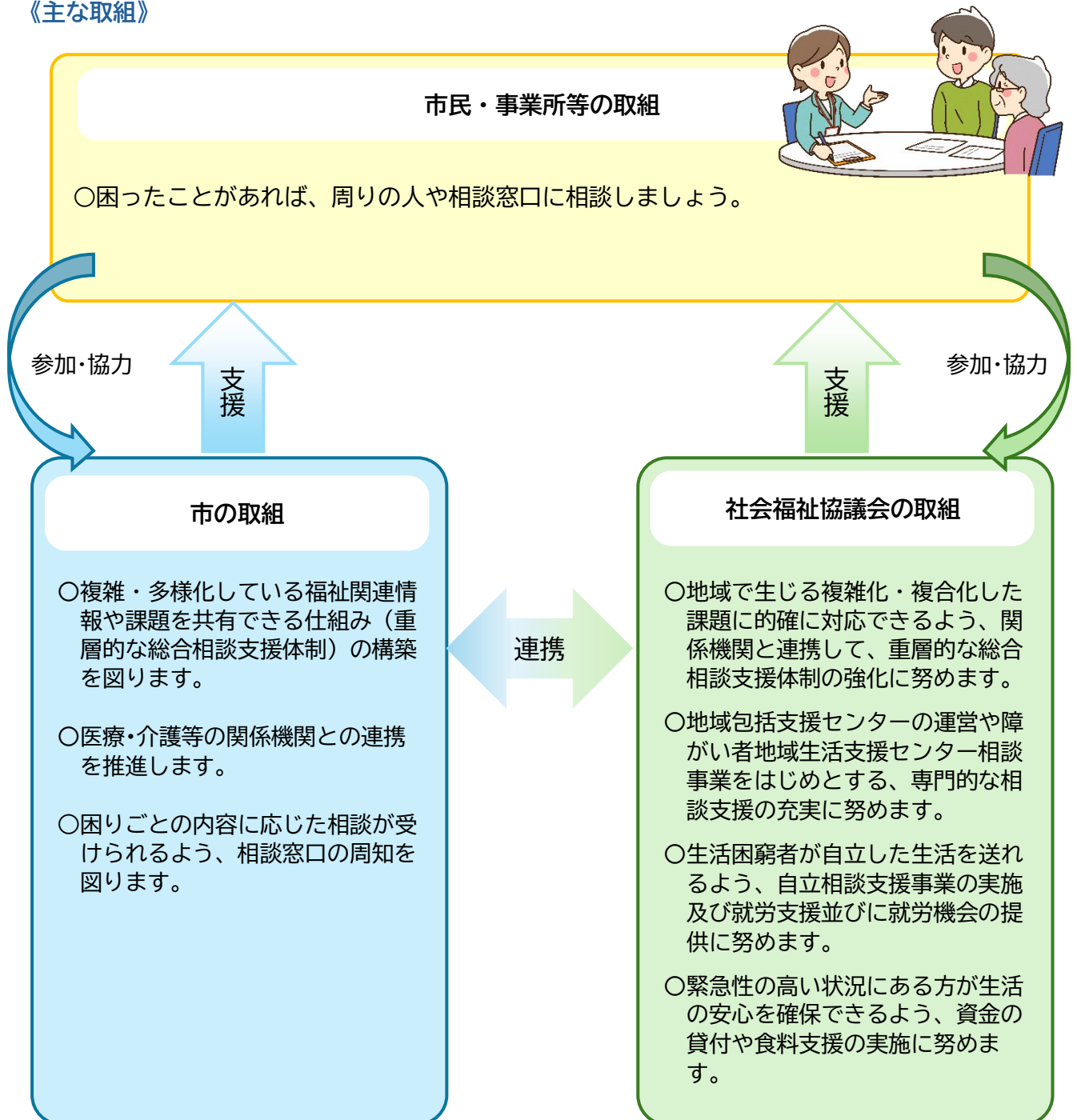
《主な取組》



(3) 関係機関の連携強化による相談支援の充実

適切な相談を受けられるようにするために、民生委員・児童委員などの身近な相談者や相談窓口等の周知の徹底を図るとともに、分野を超えて情報を共有し、適切な支援ができる連携体制を強化します。

《主な取組》

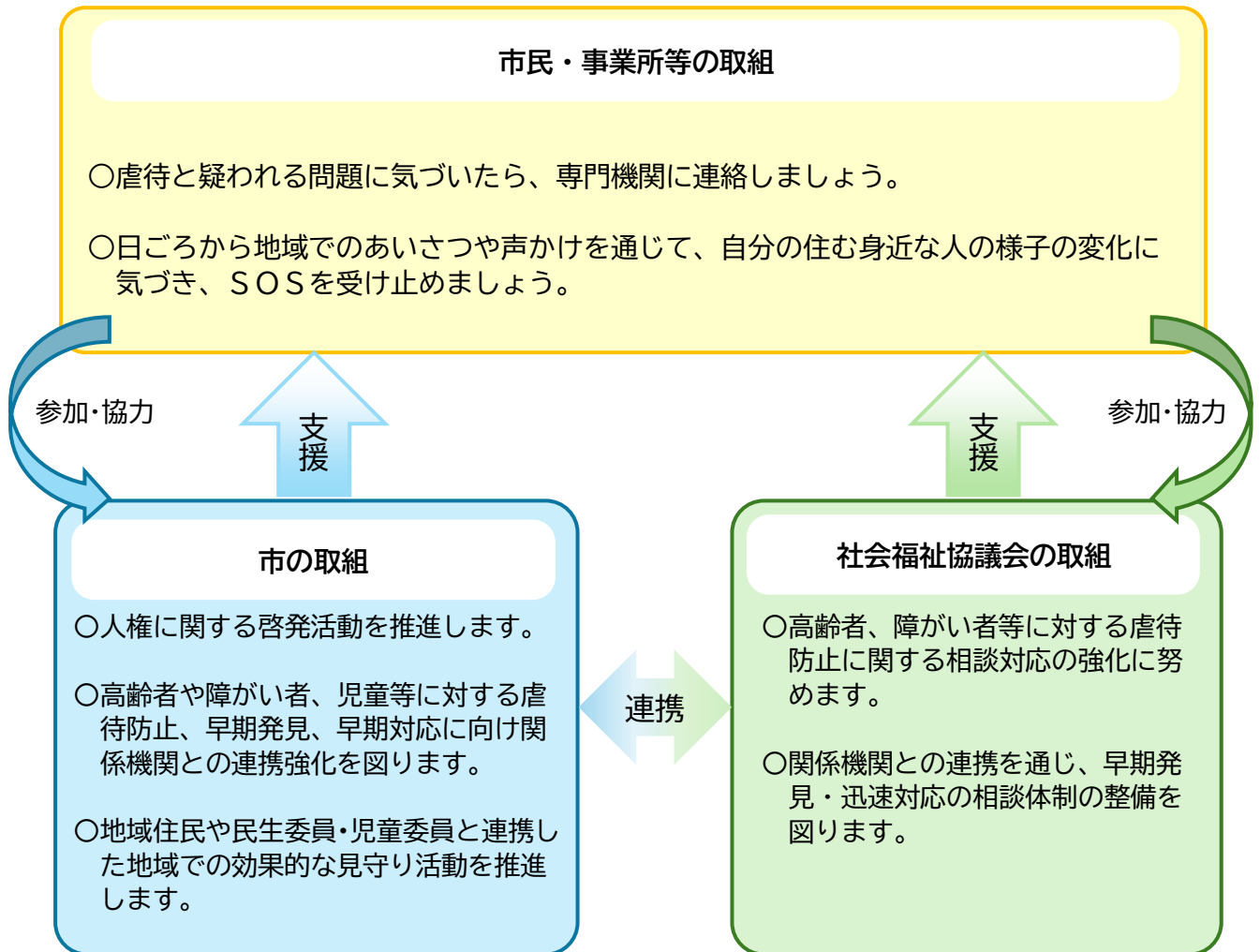


(4) 虐待防止の推進

高齢者や障がい者、こどもへの虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などを未然に防止するためには、一人ひとりが人権意識を高め、人権に対する理解を深める取組を、行政と地域が一体となって推進していく必要があります。

また、適切な支援につなぐため関係機関との連携を強化します。

《主な取組》



《虐待に関する専門機関の窓口・連絡先》

	担当課	連絡先	
こども	向日市子ども家庭課	075-874-3451	
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189（24時間対応、通話料無料）	
高齢者	向日市高齢介護課	075-874-2576	
	地域包括支援センター	北	075-934-6887（ケアセンター回生内）
		中	075-921-1550（社会福祉協議会内）
南		075-921-0061（向陽苑内）	
障がいのある人	向日市障がい者支援課	075-874-3593	

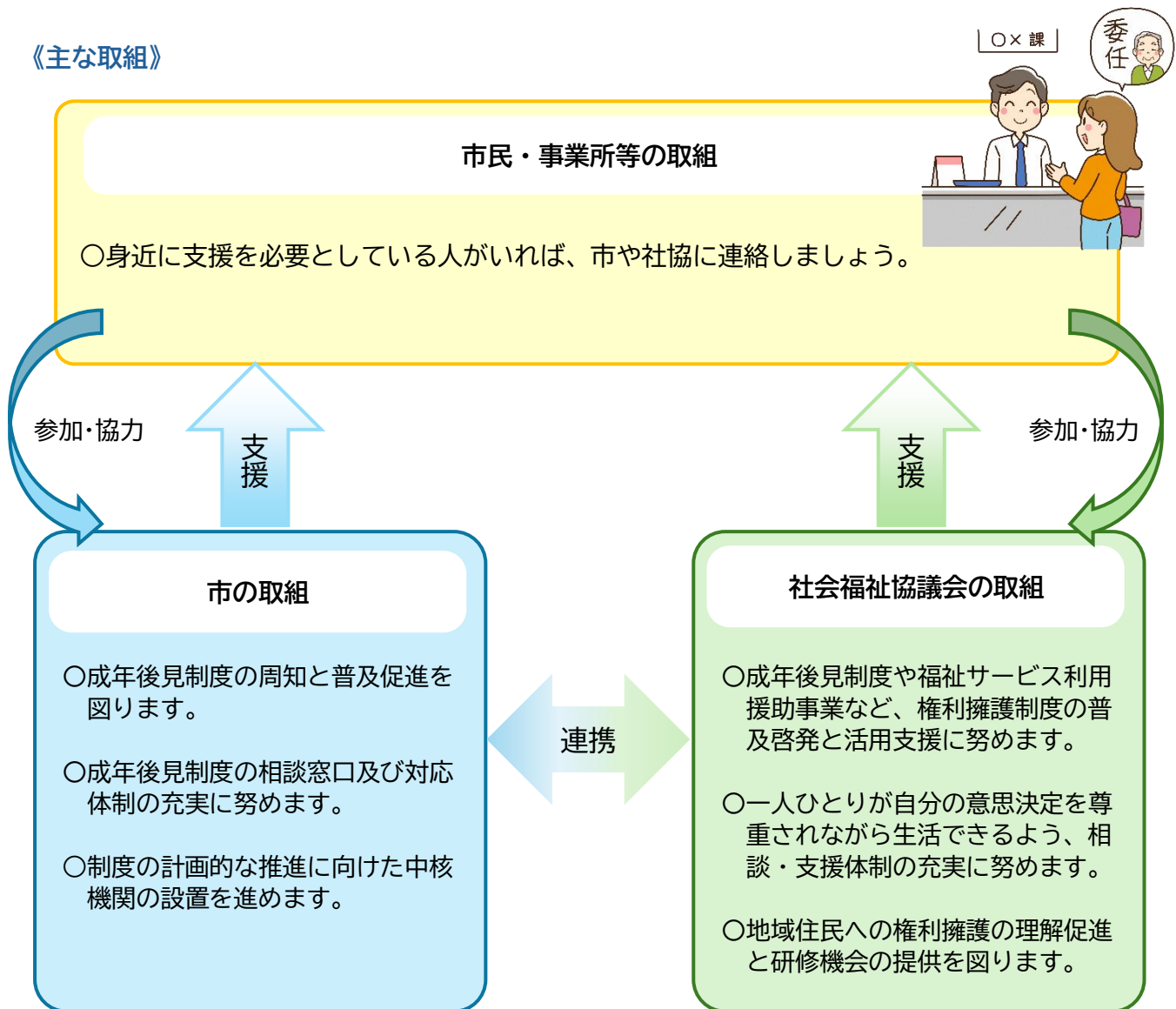
(5) 権利擁護体制の推進（「向日市成年後見制度利用促進計画」）

認知症、高齢者、障がいのある人等の中には、日常生活で不利益を生じる契約行為により、被害を受けることがあります。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を継続するとともに、制度の周知を図っていく必要があります。

国では、平成 28(2016)年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。その後、平成 29(2017)年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を策定され、市町村は国の基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めた計画の策定に努めるものとしています。

また、令和 4(2022)年 3 月、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

《主な取組》



基本目標3 安心・安全な生活を支える環境整備

(1) 必要な情報を必要とする方に届ける仕組みづくり

福祉サービスに関する情報については、広報むこうや福祉のガイドブック等をはじめ、ホームページやSNS等、さまざまな方法で多くの情報を発信します。支援を必要とする人やその家族等が、必要な情報を得て、十分なサービスや支援を受けられるように、情報提供の仕組みづくりを進めます。

《主な取組》



市民・事業所等の取組

○地域や福祉に関する正しい情報を得て、周りの人にもその情報を教えましょう。

参加・協力

支援

市の取組

○広報むこうやホームページ、SNS、各種ガイドブック等を活用した情報発信の強化を図ります。

○意思の疎通に支援が必要な方へ必要な情報が届けられるよう、コミュニケーション手段の充実を図ります。

連携

社会福祉協議会の取組

○各種地域福祉事業や活動に関する情報発信の強化を図ります。

○情報発信の手段や方法を検討、充実させ、地域住民への周知を推進します。

参加・協力

支援

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

防災や防犯については、自治会をはじめとした地域の日頃からの活動や取組が、いざというときに大きな力となることから、地域住民や関係機関の連携等による災害時要配慮者支援対策や高齢者等の消費者被害防止対策など、地域の体制づくりが必要です。

《主な取組》

市民・事業所等の取組

- 地域の防災訓練に参加しましょう。
- 災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を把握しましょう。



参加・協力

支援

市の取組

- 避難場所や避難経路、災害時の備蓄など、防災知識や災害時の対処法などについて普及・啓発に努めます。
- 防災訓練等を通じて災害時に助け合える地域づくりの推進に努めます。
- 要配慮者の円滑な避難が確保できるよう、関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿等の作成を進めます。
- 地域や警察など関係機関と連携し、消費者被害等の相談に応じるとともに予防啓発を実施します。

連携

社会福祉協議会の取組

- 災害発生時の被災者支援を担う災害ボランティアセンターの活動促進と人材養成を推進します。
- 要配慮者を含む地域住民への防災意識の啓発と、減災対策の支援を推進します。
- 地域における孤独・孤立や引きこもりの問題を考える機会の提供を図ります。

参加・協力

支援

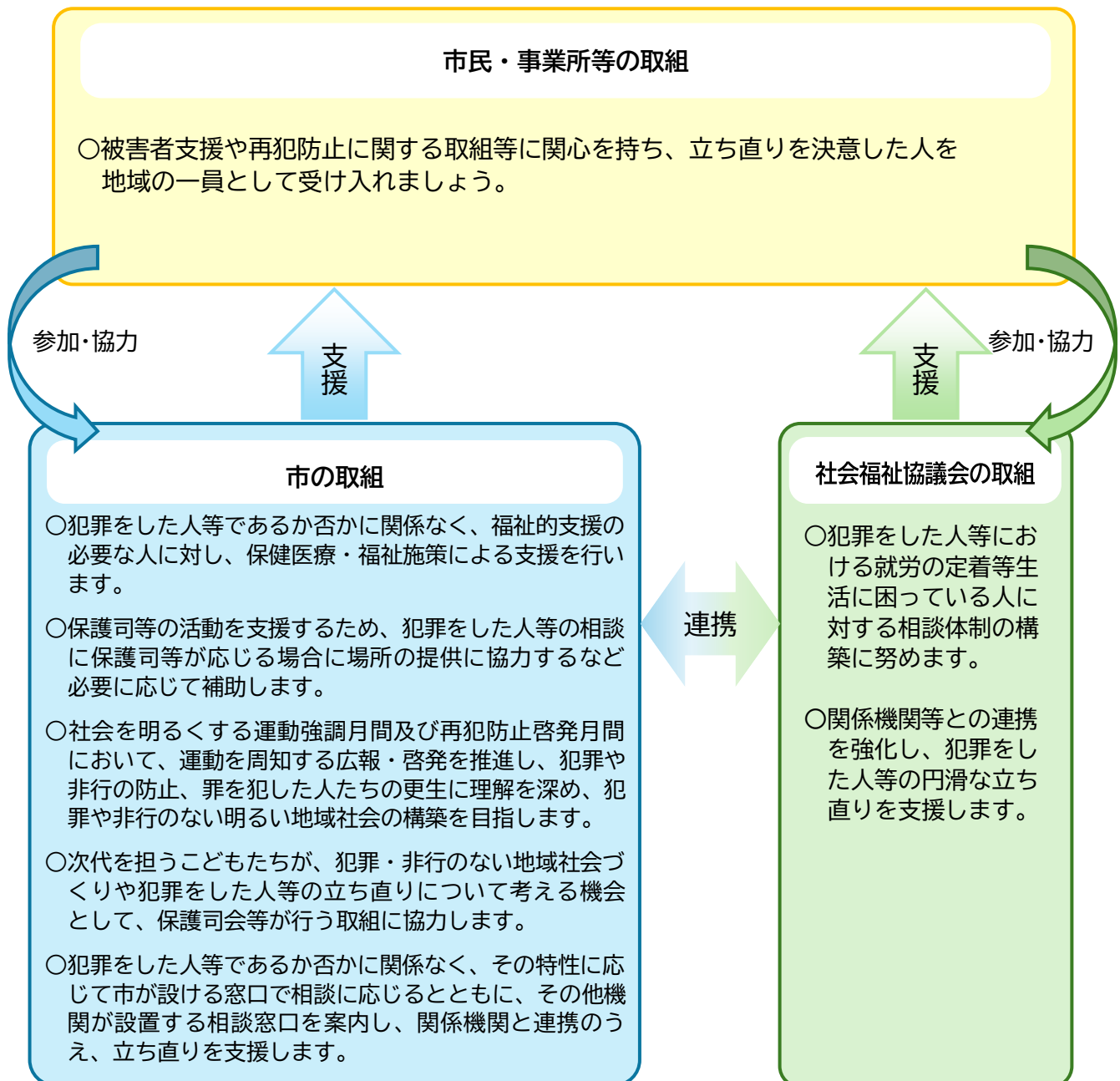
(3) 再犯防止に関する取組（「向日市再犯防止推進計画」）

平成 28(2016)年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法第 7 条の規定により、平成 29(2017)年 12 月に「再犯防止推進計画」が策定されました。また、同法第 8 条第 1 項において、市町村は、国の計画を勘案して、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている人が多く存在します。

再犯防止施策の推進にあたっては、向日市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援を第一に考えるとともに、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、地域で安定した生活を送るため、国、地方公共団体及び民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があります。

《主な取組》



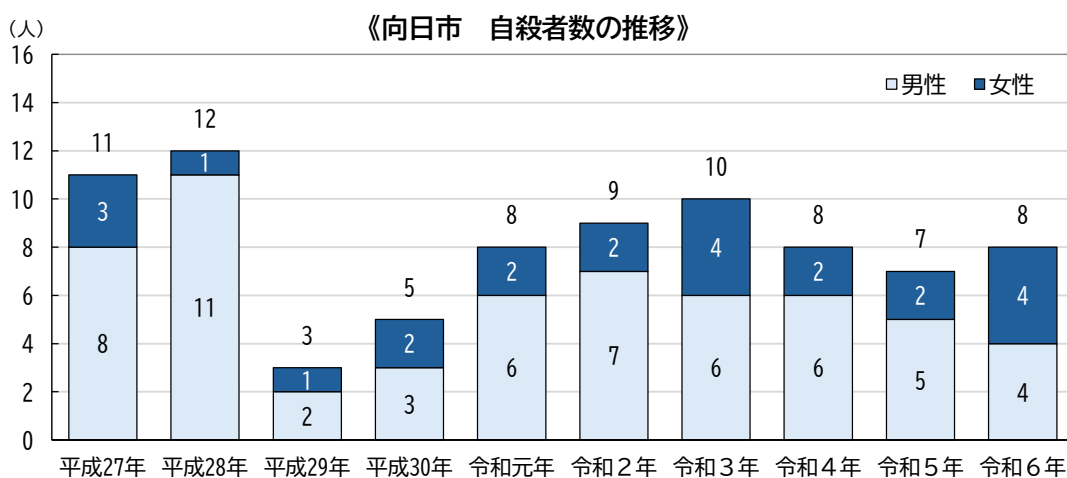
第4章 第2期向日市自殺対策計画

1 自殺対策を取り巻く本市の現状と課題

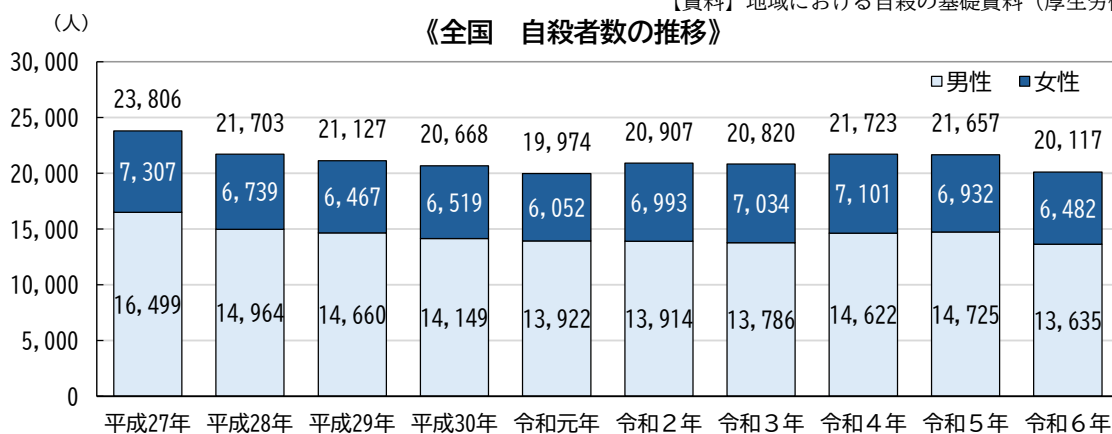
(1) 自殺者数の推移

本市の年間自殺者数は、平成 27(2015)年から令和 6 (2024)年までの 10 年間をみると、平成 28(2016)年の 12 人が最も多く、最も少ない年は、平成 29(2017)年で 3 人となっています。平成 30(2018)年以降は、最多の平成 28(2016)年には及ばないものの増加傾向にあります。

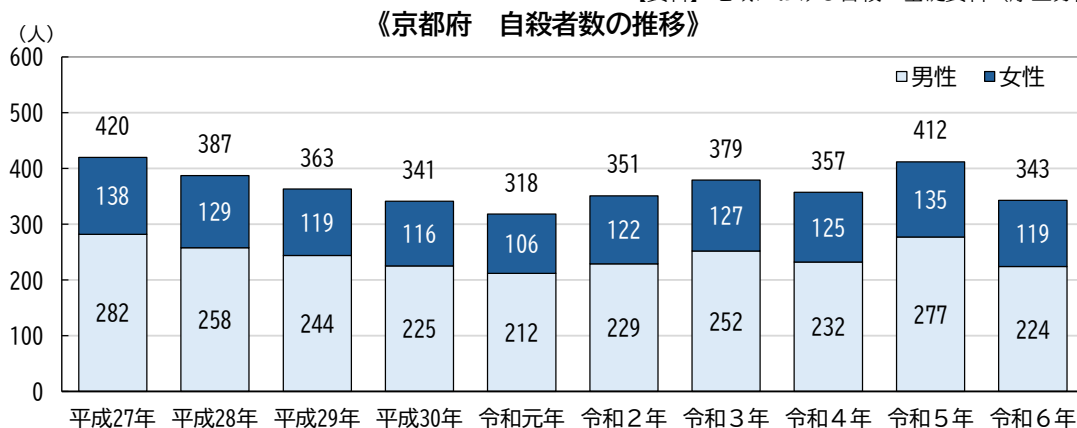
また、本市の自殺者数の集計で男女比をみると、男性が 71.6%、女性が 28.4%（自殺者総数 81 人：男性 58 人、女性 23 人）と 7 割を男性が占めており、全国（68.2%）や京都府（66.3%）と比べるとやや高くなっています。



【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



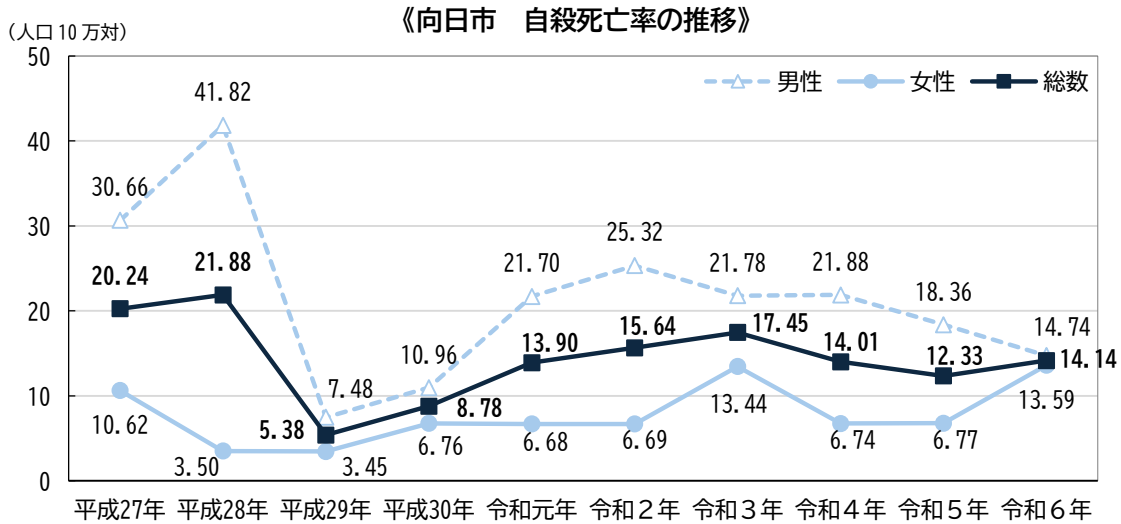
【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



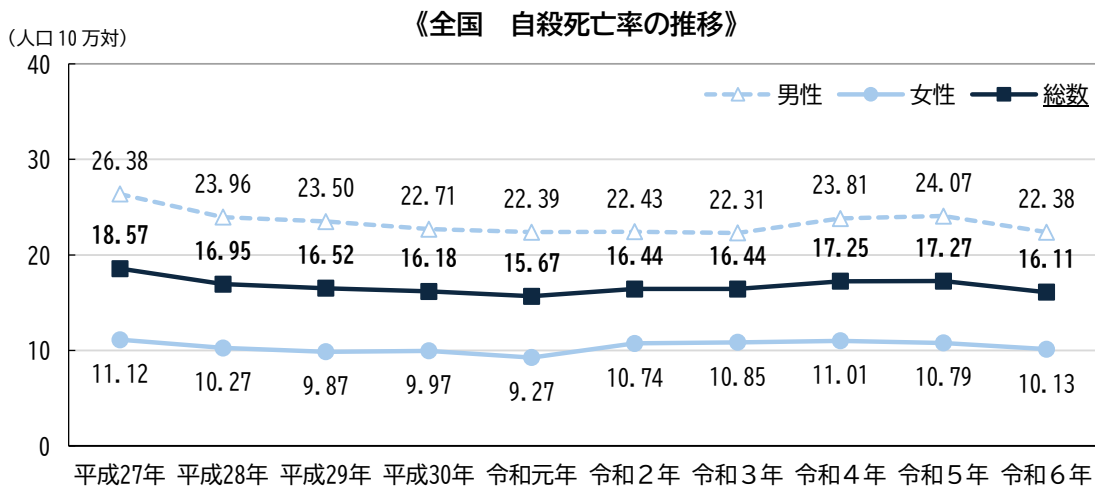
【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 自殺死亡率の推移

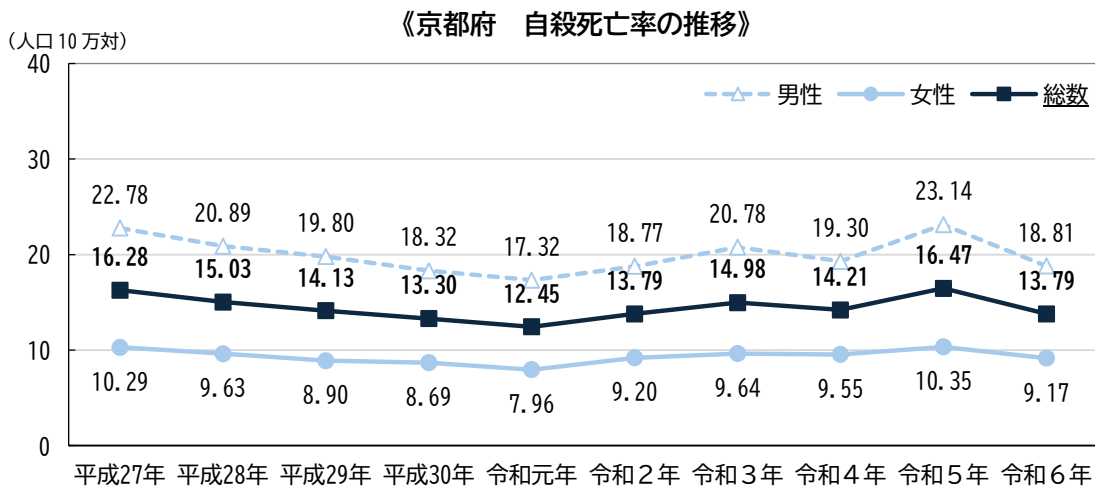
本市の人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は、男性において、過去10年間のうち6か年で京都府の水準を上回っており、男性の自殺死亡率が高い傾向にあります。



【資料】地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



【資料】地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

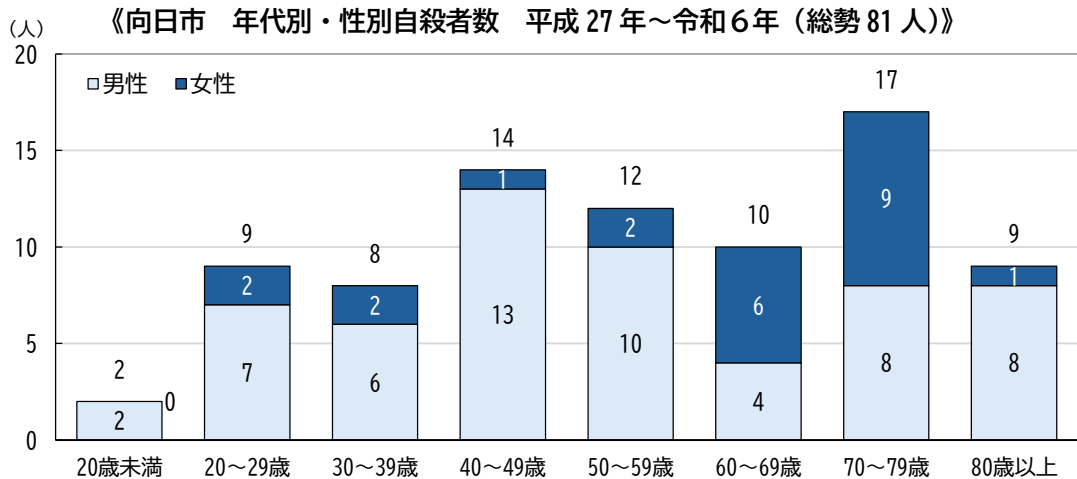


【資料】地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別自殺者数の推移

本市の自殺者数を年代別にみると、この10年間で最も多い年代は70～79歳が17人と全体の21.0%を占めています。60歳以上の自殺者数の合計は36人となっており、自殺者数全体でみると44.4%を占めています。

また、年代別・性別での内訳でみると、40～49歳の男性が13人と最も多く、全体の16.0%を占めています。女性については、70～79歳が9人と最も多く、60歳以上の自殺者数は16人と女性全体の自殺者数の69.6%となっています。



【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 自殺者の同居人有無

本市の自殺者の同居人の有無をみると、「同居人あり」の割合が67.9%で「同居人なし」の約2.1倍となっています。全国と比較しても同じような傾向にあります。

《向日市・全国 性別の同居人有無 平成27年～令和6年（総勢81人）》

向日市	同居人あり	同居人なし	不詳	全国	同居人あり	同居人なし	不詳
男性	40人 49.4%	18人 22.2%	0人 0.0%	男性	90,754人 42.7%	52,741人 24.8%	1,381人 0.6%
女性	15人 18.5%	8人 9.9%	0人 0.0%	女性	49,071人 23.1%	18,261人 8.6%	294人 0.1%
合計	55人 67.9%	26人 32.1%	0人 0.0%	合計	139,825人 65.8%	71,002人 33.4%	1,675人 0.8%

【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) 職業別での自殺者数

本市における職業別にみる自殺者数では、有職が 38.3%、無職が 61.7%となっており、全国と比較して大きな差はみられません。

《向日市・全国 職業別での自殺者数 平成 27 年～令和 6 年（総勢 81 人）》

職業	向日市		全国	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合
有職	31 人	38.3%	80,758 人	38.0%
無職	50 人	61.7%	128,233 人	60.3%
学生・生徒等	3 人	3.7%	9,328 人	4.4%
無職者	47 人	58.0%	118,905 人	56.0%
主婦	4 人	4.9%	11,534 人	5.4%
失業者	3 人	3.7%	8,480 人	4.0%
年金・雇用保険等生活者	23 人	28.4%	55,186 人	26.0%
その他の無職者	17 人	21.0%	43,705 人	20.6%
不詳	0 人	0.0%	3,511 人	1.7%
合計	81 人	100.0%	212,502 人	100.0%

※「有職」：令和 3 年までは「自営業・家族従業員」と「被雇用者・勤め人」の合計値
【資料】 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

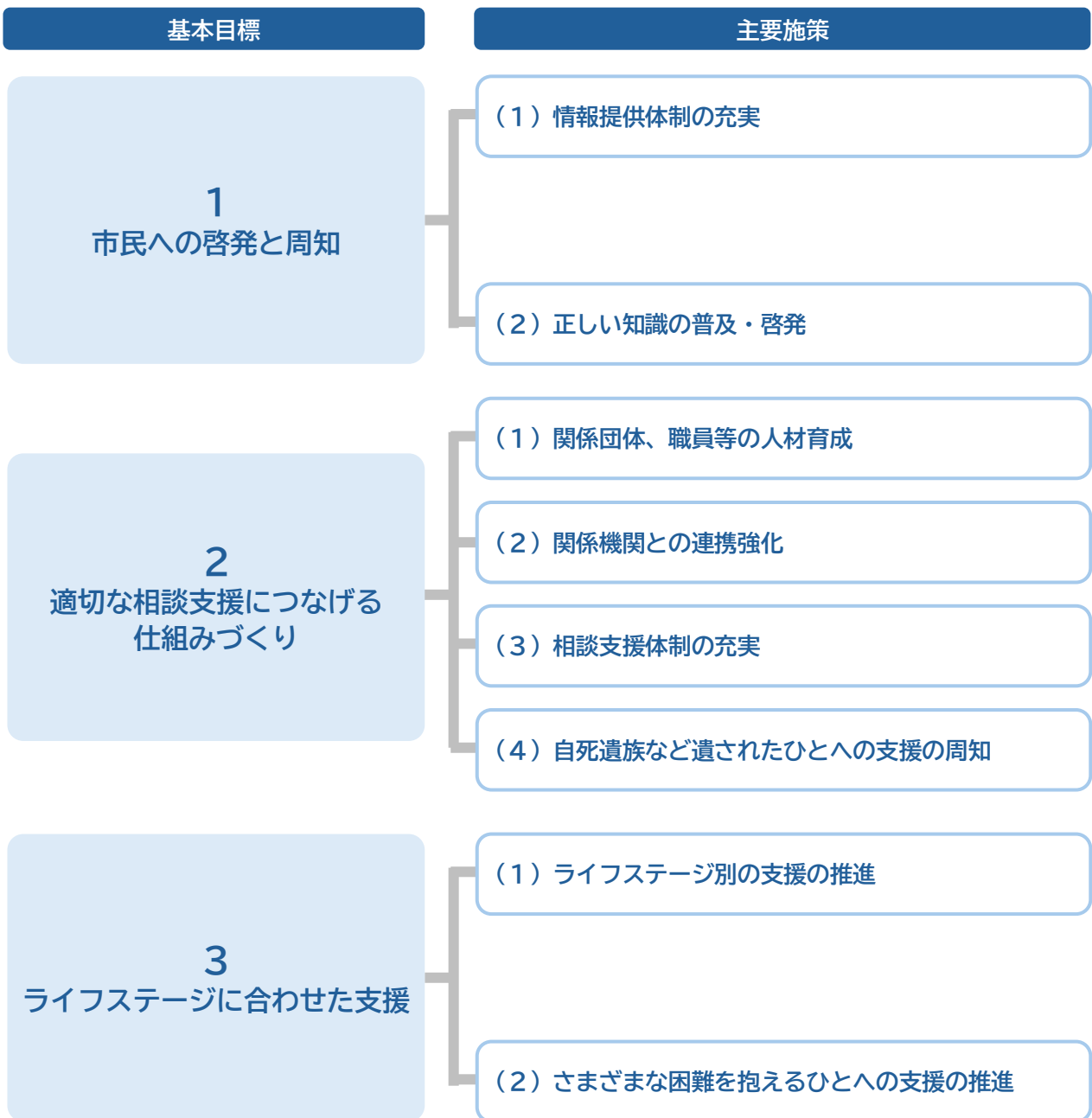
(6) 現状を踏まえた課題 – 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現 –

- 本市の自殺死亡率（人口 10 万人に対する自殺者数）は、男性では過去 10 年間のうち 6 か年で京都府の水準を上回っており、女性に比べて男性の自殺死亡率が高い傾向にありますが、近年では女性の自殺死亡率も上昇傾向となっています。
- 年代別・性別で見ると、男性では 40～50 歳代、女性では 60 歳以上の自殺者数が多くなっています。
- アンケート調査では、自殺問題に対する関心は 10～30 歳代の若年層で高い傾向にあります。一方で、自殺防止対策の取組や相談窓口に関する認知度は低く、「ゲートキーパー」や「こころの体温計」などを知らない人が 8 割近くいます。
- 自殺対策として必要な取組については、「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」が最も高く、次いで「職場におけるメンタルヘルス（こころの健康）対策の推進」や「自殺対策・自殺予防に関する広報・啓発」となっています。児童・生徒に向けた自殺予防に役立つと思う学びについては「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」が最も高くなっています。

★悩みや不安を気軽に共有・相談できる場や窓口の周知を図るとともに、一人で悩みを抱え込まないように、困った時には助けを求めても良いんだという発想につながるよう、SOS を出すことの重要性についての教育や広報が必要です。

★一人ひとりが自殺問題を自分ごととして捉えるとともに、家族や友人などの SOS サインに気づいた時には、声をかけ、話を聴き、必要な機関等につなぐことができるよう、適切な対処法について周知していく必要があります。

■ 施策の体系



基本目標1 市民への啓発と周知

(1) 情報提供体制の充実

支援を必要とする人及び支える人々が、必要な情報を得られるように広報むこうやホームページ、SNS等、さまざまな方法で多くの情報を発信するとともに、市民が抱える悩みや不安が自殺に追い込まれてしまう要因とならないよう各種相談窓口を周知し、必要な支援を受けられるように努めます。

《主な取組》

市の取組

- 広報むこうやホームページ、SNSなどによる自殺対策に関する正しい知識の情報発信に努めます。
- チラシの配布などによる各種相談窓口の周知を図ります。

(2) 正しい知識の普及・啓発

市民へ正しい知識や自殺対策の取組を周知することで、自殺対策に対する意識の向上を図ります。

《主な取組》

市の取組

- 自殺対策強化月間や自殺予防週間に、啓発リーフレットの配布や図書館で関連する図書の展示を行うなど、市民への正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 若年層に向けて、はたちの集い等で自殺予防の啓発リーフレットを配布し、正しい知識の普及や自殺対策に関する意識の醸成を図ります。

基本目標2 適切な相談支援につなげる仕組みづくり

(1) 関係団体、職員等の人材育成

自殺のリスクの高い人の早期発見及び早期対応ができる人材を育成することが必要です。市民をはじめ、関係機関や団体へのゲートキーパーの養成研修を行い、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を育成し、地域での見守り体制の強化に努めます。

《主な取組》

市の取組

- ゲートキーパー（自殺のリスクに気づき、適切に対応するための人材）養成研修を実施します。
- こどもの変化や悩みに早期に気づき、適切に対応できるよう教職員研修に取り組みます。

(2) 関係機関との連携強化

市民が自殺に追い込まれることなく安心して生活するためには、こころの健康はもちろん、社会・経済的な視点を踏まえた包括的な取組が必要です。医療、保健、生活、教育、労働等の関係機関のネットワークづくりと、市民と行政と関係機関の顔の見える関係づくりにより、地域全体で支える体制づくりを進めます。

《主な取組》

市の取組

- 支援を必要とする人を見逃さないような庁内連携体制の強化を図ります。
- 地域の問題を察知し、支援へとつなげる体制の整備に努めます。
- 高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心とした高齢者の虐待防止や早期発見に努めます。
- 障がい者（児）及びその家族等からの相談対応と必要な障害福祉サービスの利用支援を促進します。

(3) 相談支援体制の充実

自殺に追い込まれる要因は、健康問題や経済問題など人によってさまざまであり、いくつもの問題が複雑に絡み合っていることもあります。関係機関や各種相談窓口が連携し、自殺リスクを抱える人への相談体制の充実が求められます。

《主な取組》

市の取組

- 24 時間相談可能な支援機関等の周知に努めます。
- SNSをはじめとする ICT（情報通信技術）を活用した相談体制の周知を推進します。
- 各種相談窓口から適切な相談窓口へつなぐ早期対応に努めます。

《相談窓口》

相談窓口等	内容・相談日時等
京都いのちの電話	<ul style="list-style-type: none"> ○「いのちの電話」は自殺予防を目的とし、年中無休24時間体制で相談電話を受け続けています。 ○相談日時：24時間365日 ○電話番号：075-864-4343 ※全国のいのちの電話センターの中で、空いている電話につながるナビダイヤルもあります。電話番号：0570-783-556（10:00～22:00）
よりそいホットライン	<ul style="list-style-type: none"> ○どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。年中無休24時間体制で相談電話を受け続けています。 ○相談日時：24時間365日 ○電話番号：0120-279-338 FAX番号：0120-773-776
Sotto（そっと）	<ul style="list-style-type: none"> ○今まさに自死の苦悩を抱えた方に向けて、電話相談とメール相談を開発しています。 ○電話番号：075-365-1616 相談日時：毎週金・土曜日 19:00～25:00 ○メール相談：ホームページ上の専用窓口で受付 (https://www.kyoto-jsc.jp/mail/) 相談日時：常時 (京都自死・自殺相談センター)
自殺予防いのちの電話	<ul style="list-style-type: none"> ○フリーダイヤル（無料）の電話相談を行っています。 ○電話番号：0120-783-556 相談日時：毎日16:00～21:00、毎月10日のみ 8:00～翌日 8:00
京都府自殺ストップセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等の深刻な悩みに対して、電話相談のほか、臨床心理士、精神保健福祉士、司法書士、弁護士等の専門スタッフがチームとして対応します。 ○電話相談 相談日時：24時間365日 電話番号：0570-783-797

相談窓口等	内容・相談日時等
<p>生きづらびっと （特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク）</p>	<p>○SNSやチャットによる自殺防止の相談を行い、必要に応じて電話や 対面による支援や居場所活動等へのつながりも行います。 ○相談日時：日曜日・火曜日・水曜日・木曜日・土曜日 8:00～22:30（22:00まで受付） 月曜日・金曜日 6:00～22:30（22:00まで受付）</p>
<p>#いのちSOS （特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク）</p>	<p>○自殺予防の専用ダイヤルです。「死にたい」「消えたい」「生きること に疲れた」「生きることが限界だ」と感じている人のための無料、か つ秘密厳守の電話相談です。 ○相談日時：24時間365日 ○電話番号：0120-061-338</p>
<p>チャイルドライン 18歳までのこどもがつ ながる （特定非営利活動法人 チャイルドライン支援 センター）</p>	<p>○18歳までのこども専用です。抱えている思いを誰かに話すことで、少 しでも楽になるよう気持ちを受けとめます。電話の他に、「チャットシ ステム」を使い文字で話すこともできます。 ○チャット相談 相談日時：毎週月曜日～土曜日（年末年始を除く） 16:00～21:00 ○電話相談 相談日時：毎日 16:00～21:00（年末年始を除く） 電話番号：0120-99-7777</p>
<p>10代20代の女性のため の相談 （特定非営利活動法人 BOND（ボンド）プロジェ クト）</p>	<p>○10代・20代の女性を対象とした相談を行います。 ○電話相談 相談日時：月曜日・木曜日 16:00～19:00 電話番号：080-9501-5220 ○LINE相談 相談日時：月曜日・水曜日・金曜日・土曜日・日曜日 14:00～22:00（21:30まで受付）</p>
<p>こころのほっとチャッ ト（特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・ス クエア）</p>	<p>○LINE、Facebook、WEBチャットを使用したチャット形式でのSNS相談 です。SNS相談の専門カウンセラーが対応します。年齢・性別を問わ ず相談に応じています。 ○相談日時：毎日 7:00～23:50（23:00まで受付）</p>
<p>あなたのいばしょチャ ット相談（特定非営利活 動法人あなたのいばし よ）</p>	<p>○年齢・性別を問わず誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口 です。 ○相談日時：24時間365日</p>
<p>こころの体温計</p>	<p>○ホームページ（https://fishbowlindex.jp/muko/demo/index.pl）に、 パソコンや携帯電話でストレス状況をチェックできるメンタルチェ ックシステムを掲載し、現状の心の状態を手軽にチェックできるよ うにしています。</p>
<p>精神保健福祉士による 心の健康相談 （予約制）</p>	<p>○心の健康で悩んでおられる人に対して、毎週火曜日に専門のソーシャ ルワーカーが相談に応じ、心のケアを図ります。 ○相談日時：毎週火曜日（年末年始・祝日除く）13:00～17:00 ○連絡先：向日市障がい者支援課 電話番号（直通）：075-874-2574 FAX：075-932-0800</p>
<p>消費生活相談</p>	<p>○悪質商法や多重債務、ヤミ金・カードローン、訪問販売などの契約に 係わるトラブルなど消費生活に関する疑問、苦情などに、専門の相談 員が対応します。 ○相談日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）9:00～16:00 ただし、正午から13時までを除く ○連絡先：向日市消費生活センター 電話番号（直通）：075-931-8168</p>

相談窓口等	内容・相談日時等
困りごと相談	<p>○行政相談委員や人権擁護委員、行政書士、司法書士、社会保険労務士などが相談を承ります。相続、登記、債務整理、年金、人権や労働問題など幅広く相談に応じます。</p> <p>○相談日時：原則、毎月第2、第4火曜日（年末年始・祝日除く） 9:15～12:00（11:30まで受付）</p> <p>○連絡先：向日市広聴協働課 電話番号（直通）：075-874-1409</p>
無料法律相談	<p>○金銭トラブル、不動産登記、相続、離婚、クレジット・サラ金問題等、あらゆる法律問題について弁護士による無料法律相談を実施します。</p> <p>○相談日時：原則、第1、第2、第3月曜日（年末年始・祝日除く） 9:15～11:45</p> <p>○連絡先：向日市広聴協働課 電話番号（直通）：075-874-1409</p>
女性のための相談	<p>○対人関係や家庭等での悩みがある女性を対象に、女性カウンセラーが相談に応じます。（予約制）</p> <p>○相談日時：原則、第2、第4水曜日（年末年始・祝日を除く） 13:10～16:00</p> <p>○連絡先：向日市広聴協働課 予約専用電話番号：075-931-1144</p>
男性のための相談 （電話相談）	<p>○男性のさまざまな悩みについて男性相談員が相談に応じます。（予約不要）</p> <p>○相談日時：原則、第1金曜日（年末年始・祝日を除く） 19:00～21:00（受付は20:30まで）</p> <p>○連絡先：向日市広聴協働課 相談専用電話番号：075-950-0205</p>
教育相談	<p>○児童・生徒や保護者を対象に、「心」や「子育て」のお悩みに応えるため、臨床心理士による教育相談を実施しています。（予約制）</p> <p>○相談日時：火曜日・木曜日（年末年始・祝日除く）10:00～15:00</p> <p>○連絡先：向日市学校教育課 電話番号（直通）：075-874-3403</p>
スクールホットライン	<p>○いじめや家庭の問題に悩む子どもや保護者を対象に電話で相談に応じます。</p> <p>○相談日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）9:00～16:00</p> <p>○連絡先：向日市学校教育課 電話番号（直通）：075-931-6060</p>
教育支援センター「ひまわり広場」での相談員による支援	<p>○不登校児童生徒を対象にした教育支援センター「ひまわり広場」を設置し、大学で臨床心理学等を学んでいる大学院生を指導員として配置し、児童生徒への学習・生活支援等を行い、学校復帰や社会的自立を目指します。</p> <p>○開設日時：月曜日～金曜日（年末年始・学校休業日・祝日除く） 9:30～12:00</p> <p>○連絡先：向日市学校教育課 電話番号（直通）：075-874-3403</p>
こども家庭センター	<p>○妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に保健師などの専門職がさまざまな相談に応じます。</p> <p>○連絡先： 向日市子ども家庭課 電話番号（直通）：075-874-3451 向日市健康推進課（子育てコンシェルジュ） 電話番号（直通）：075-874-3687</p>

相談窓口等	内容・相談日時等
乙訓障がい者基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障がい者の総合的な相談支援を行っています。 ○相談日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）8:30～17:15 ○連絡先： <ul style="list-style-type: none"> 乙訓障がい者基幹相談支援センター（乙訓福祉施設事務組合内） 電話番号：075-952-6521 FAX:075-959-9086

※連絡先・相談日時等は令和7(2025)年12月31日時点です。

相談日時等が更新されている場合がありますので、最新の情報はホームページ等でご確認ください。

(4) 自死遺族など遺されたひとへの支援の周知

大切な人を自死で亡くすことは、大きな衝撃と生活の変化をもたらします。気付けなかった自責の念から自身を責めたり、深い悲しみに苛まれたり、その死を語れないがために悩む場合もあります。遺族の気持ちに寄り添い、それぞれの悩みや心の重荷の軽減を図ることができる相談窓口等の周知を行うことで、遺族の孤独防止や、遺族が悲しみと向き合い、その人らしい生き方を再構築するための「生きる支援」につなげます。

《主な取組》

市の取組

- ゲートキーパー研修等を通じた、自死遺族に対する理解の促進を図ります。
- 自死遺族など遺されたひとへの相談窓口の周知に努めます。

《相談窓口》

相談窓口等	内容・相談日時等
Sotto (そっと)	<ul style="list-style-type: none"> ○大切な方を自死で亡くされ、自分も死にたいほどの苦悩を抱える方のための個別相談「そっとたいむ」を開設しています。人前では話せないような想いも、研修を受けた相談員が個別に対面で大切に受け取ります。(匿名でもかまいません。前日までにお申し込みください。) ○電話番号：075-365-1600 (平日9:00～17:00) メールアドレス：so-dan@kyoto-jsc.jp ※詳細は Sotto (https://www.kyoto-jsc.jp/) のホームページをご参照ください。(京都自死・自殺相談センター)
こころのカフェきょうと (自死遺族サポートチーム)	<ul style="list-style-type: none"> ○大切な人を自死・自殺で亡くした方々が自分の体験や思いを安心して語り合う場です。共通の体験を語り、他の人の話を聴くことを通じて互いに支え合うことを目指しています。自死遺族又は大切な方を自死で亡くされた方であれば、どなたでも参加できます。 ○例会(わかち合いの会) 毎月第2土曜日 13:30～15:30 (受付13:00～13:30) ※4月・12月除く ハートピア京都(京都府立総合社会福祉会館) ○フリースペース：毎月第4木曜日 13:30～15:30 COCO・てらす内 京都市こころの健康増進センター 4F活動支援室 ○電話番号：090-8536-1729 (18:00～21:00) メールアドレス：kokocafeweb@yahoo.co.jp ※詳細はこころのカフェきょうとのホームページをご参照ください。
京都府自殺ストップセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等の深刻な悩みに対して、電話相談のほか、臨床心理士、精神保健福祉士、司法書士、弁護士等の専門スタッフがチームとして対応します。 ○電話相談 相談日時：24時間365日 電話番号：0570-783-797

※連絡先・相談日時等は令和7(2025)年12月31日時点です。

相談日時等が更新されている場合がありますので、最新の情報はホームページ等でご確認ください。

基本目標3 ライフステージに合わせた支援

(1) ライフステージ別の支援の推進

生きがい活動や就労、地域での活躍の場づくりに努めることで社会参加を促すとともに、こころとからだの健康を促進することで、「生きることの促進要因」を増やしていくことが重要です。

《主な取組》

市の取組

- 子育て世帯が集まり相互交流が行える地域子育て支援拠点をはじめとした、子育て世帯の集いの場づくりを進めます。
- 小・中学校における心の相談サポーター事業の実施を推進します。
- 高齢者の多様な交流の場への参加や社会参加への支援を促進します。
- 福祉施設の地域への開放や地域住民との交流促進を図ります。

(2) さまざまな困難を抱えるひとへの支援の推進

経済的支援や生活支援、法律相談等を通じて、経済問題・生活問題などの「生きることの阻害要因」にする悩みや不安の軽減を図ります。

《主な取組》

市の取組

- 生活に困窮している人への早期対応・適切な支援に努めます。
- 行政相談委員や人権擁護委員、行政書士、司法書士、社会保険労務士、弁護士などによる幅広い相談対応を推進します。
- 経済的理由により就学困難な児童・生徒への給食費・学用品等の補助を行います。
- ひとり親家庭の父母の職業能力の開発や資格取得への支援に努めます。
- 高齢者等の買い物困難者への支援など、孤立防止対策の実施に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

地域福祉は、本市で生活を営む市民一人ひとりが中心となって進めていくものです。一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があることから、広報誌やホームページ、公共施設での配布などを通じて市民への周知を図ります。

2 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決をすることができます。

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

3 計画の進行管理・評価

市民の意向を把握しながら、施策の実施状況を把握するとともに、取組の達成度などについて評価、検証を行います。

また、市民のニーズの変化や国における新たな施策にも適切に対応するよう、適宜、施策の検討や見直しを行いながら効果的な計画となるよう努めます。

1 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要
令和7(2025)年 1月16日～ 1月31日	地域福祉に関するアンケート調査の実施	市内在住の18歳以上市民1,000人を住民基本台帳から無作為抽出してアンケート調査を実施 (詳細は、第2章「4 市民アンケート調査結果からみる向日市の状況」を参照)
3月25日	令和6年度 第1回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 地域福祉計画の進行状況について (2) 次期計画アンケート調査の状況について
7月29日	令和7年度 第1回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 委員長の選任 (2) 副委員長の指名 (3) 会議の公開について (4) 計画の概要とスケジュール (5) アンケート結果の概要について
10月6日	令和7年度 第2回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 向日市地域福祉計画 骨子案作成のためのたたき台について
12月8日	令和7年度 第3回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 向日市地域福祉計画 計画素案について
12月22日	令和7年度 第4回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 向日市地域福祉計画 計画案について
令和8(2026)年 1月9日～ 2月9日	パブリックコメントの実施	
2月17日	令和7年度 第5回向日市地域福祉計画策定・推進委員会	(1) 計画最終案について (2) 第2期向日市地域福祉計画(後期計画)及び第1期向日市自殺対策計画の進捗状況について

2 向日市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成19年1月9日 告示第3号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第35号)に基づく向日市地域福祉計画を市民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映して策定し、推進するため、向日市地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 向日市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 向日市地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が委員会の同意を得て、これを指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月6日から施行する。

附 則(平成27年10月14日告示第81号)

この告示は、平成27年10月14日から施行する。

附 則(平成30年6月27日告示第55号)

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

3 向日市地域福祉計画策定・推進委員会名簿

(令和7年度)

選出区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	石 井 祐理子	京都光華女子大学 看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリテーション学科社会福祉専攻教授	委員長
高齢者関係団体	橋 本 正 治	向日市老人クラブ連合会 会長	
障がい者関係団体	山 本 啓 子	向日市身体障害者協会 会長	
自治会	籠 谷 康	寺戸町連合自治会	副委員長
ボランティア 関係者	佐 野 とし子	向日市社会福祉協議会ボランティアセンター 運営委員会 委員長	
福祉関係機関	亀 山 明 子	向日市民生児童委員連絡協議会	
児童福祉機関	前 坂 あや子	向日市主任児童委員	
福祉事業者	芦 谷 佐知子	向日市社会福祉協議会 地域福祉推進課兼任課長	
福祉事業者	村 上 雅 代	向日市中地域包括支援センター 課長	
福祉事業者	石 田 早 苗	相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル 所長	
市民公募	麿 嶋 通 人		

(順不同、敬称略)

4 用語解説

用語		解説
あ	ICT (アイシーティー)	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。
	SNS (エスエヌエス)	「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。
	NPO (エヌピーオー)	営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織のことで、「非営利組織 (Non-Profit Organization)」の略称。「特定非営利活動促進法 (NPO法)」に基づき法人格を取得した法人を「NPO法人」という。
か	核家族	一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。
	基幹相談支援センター	障がいのある人の総合的な相談窓口として、地域における相談支援の中核を担い、関係機関と連携して専門的な相談を行う機関のこと。
	虐待	身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障がいのある人、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。
	協働	異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
	高齢化率	総人口に占める65歳以上人口（高齢者人口）の割合。高齢者人口比率ともいう。
	コミュニティ	住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。
さ	サロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。
	ジェンダー	生物学的性別に対して社会によって作り上げられた男女の別を示す概念。「男性はこうあるべき」「女性はこうするべき」という社会の中でつくられたイメージや役割分担のこと。
	社会福祉士	専門的な知識と技術を持って、身体上あるいは精神上的障がい、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者が、適切なサービスを受けることができるように相談、助言、援助、支援を行う者。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
	小地域福祉活動 (地区社協活動)	小地域（地区社会福祉協議会区域：8区域）を単位として、高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている家庭などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの地区社協が実施する住民の参加と協力による支え合い、助け合う活動。
	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度。

用語		解説
	成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う制度。
た	ダブルケア	介護と育児に同時に直面すること。
	団塊の世代	日本において、第一次ベビーブームが起きた時期（昭和 22(1947)年から昭和 24(1949)年）に生まれた世代のこと。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。
	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が継続できるよう、高齢者の多様なニーズ・相談に対応し、介護予防など必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点となる機関。主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職員が配置され、専門性を活かしながら高齢者への総合的な支援を行っている。
	中核機関	高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を地域全体で支える役割を担う組織。地域の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進や相談対応、専門職のネットワーク構築、後見人等の育成・支援などを行う。
な	認知症	様々な病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障を来した状態のこと。代表的なものに、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある。
	認知症対応型カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講することによりなることができる。
	認知症地域支援推進員	医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築を目的に認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する者。認知症初期集中支援チームと連携しながら、個別支援や啓発事業等に取り組む。
は	8050問題（9060問題）	80歳代（90歳代）の高齢の親と働いていない独身の50歳代（60歳代）のこどもが同居し、親の年金や資産に依存して生活している世帯で生じる社会問題。特に、こどもが長期間ひきこもり状態にある場合や、病気等により安定した就労が困難で、自立が難しいケースが多い。
	バリアフリー	社会生活をしていく上で物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障がいのある人、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。
	保護司	法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。
	ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

用 語		解 説
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援などを行う児童委員を兼ねている。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。
	要介護(要支援)認定者	介護保険制度で要介護認定を受けた結果認定されるもので、日常生活行動について人の手助けが必要になった人のこと。要支援は要支援1と要支援2の2段階、要介護は要介護1から要介護5まで5段階あり、介護の必要度の高さにより区分される。
ら	ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。
	ライフステージ	人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉で、人生の節目によって変わる生活スタイルやこれに着目した考え方。

第3期向日市地域福祉計画・第2期向日市自殺対策計画
第5次向日市地域福祉活動計画

(令和8年3月)

向日市 市民サービス部 地域福祉課

〒617-8772 向日市寺戸町小畑 5-1
電 話：075-931-1111 (内線 346)
F A X：075-935-1346
メー ル：fukushi@city.muko.lg.jp

社会福祉法人 向日市社会福祉協議会

〒617-0002 向日市寺戸町西野辺 1-7
電 話：075-932-1960 (代表)
F A X：075-933-4425
メー ル：info@muko-shakyo.or.jp

